

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-02		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	就学（就園）時健康診断		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺		
			担当者名	坂下・平塚	内線	3338		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	就学時健康診断						
事務事業の種類	○新規事業（○7年度 ○6年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 33	（ 1958 ）	年度	根拠	学校保健安全法			
終期設定	○有 ●無	（ ）	年度	法令等	学校保健安全法施行令			
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	04	児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的	就学（就園）予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。また、結果に基づき治療の勧告や保健上必要な助言を行う。							
対象者等	区内在住の翌年度小学校就学予定者及び幼稚園・こども園就園予定者							
内容	【就学時健康診断】9月中旬から下旬に受診案内を就学関係送付物に同封し各家庭へ郵送し、10月上旬から11月中旬に学区域の小学校で実施 ○検査項目 ①栄養状態 ②脊柱と胸郭の疾病及び異常の有無 ③視力及び聴力 ④眼の疾病及び異常の有無 ⑤耳鼻咽喉及び皮膚疾患の有無 ⑥歯と口腔の疾病及び異常の有無 ⑦その他の疾病及び異常の有無 ※知能検査は⑦に含む 【就園時健康診断】入園希望者に対し各園から受診案内を配布。幼稚園及びこども園（短・中時間）は11月下旬から12月下旬に、こども園（長時間）は1月下旬から2月上旬に各園で実施。 ○検査項目 幼稚園・こども園（短・中時間）：上記①②④⑤⑥⑦、こども園（長時間）：上記①②⑦ ※いずれも知能検査は行わない							
経過	○昭和33年の学校保健安全法施行により制度化され実施 ○学校保健安全法施行規則の一部改正（平成15年度就学予定者から適用） ⇒知能検査については、標準化された知能検査法以外の方法によることも可能であるため、検査法を限定せず、適切な方法であればよいこととなった。当区は、識見者及び教諭から意見を聞き、検討した結果、従前どおりのペーパー方式（小面接併用）による知能検査を行うこととした。 ○通学区域の学校を指定の受診会場とするが、平成14年度（15年度就学予定者）から学校選択制度の実施に合わせ、指定校以外での受診も可とした。							
必要性	学校保健安全法第11条及び12条にて、教育委員会は就学時健康診断を行うよう定められている。また、就学予定者に対して、あらかじめ心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適正な就学を図ることは、義務教育の円滑な実施に資することからも必要性は高い。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤職員 ○会計年度任用職員） 教育委員会が実施主体となり各学校で実施。児童等健康診断委託：荒川区医師会、就学及び就園時健康診断委託（歯科）：荒川区歯科医師会							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 学校受診率（％）	95	95	95	95	95	受診者数/対象者数 ※学校健診終了時（転出者及び外国籍含）	
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	学校保健安全法第11条により実施する義務がある。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、物件費として、3,440千円のうち就学時健康診断委託3,188千円がかかっている。

- ・健康診断の実施期間中に未受診者へ受診勧奨をし、受診率向上を目指しているが、最終日の実施校に受診者が集中することがあるため、受診者の分散化を図る必要がある。
- ・受診率向上のため、受診校の変更受付や外国籍を含む未受診者への案内などを柔軟に行う。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、特定の学校へ受診者が集中することを避けるための取り組みを行う。	健康診断通知書の内容を大幅に見直し、より簡潔で明瞭な案内となるよう改善を行った。	引き続き、最終日の実施校等、特定の学校へ受診者が集中することを避けるため、電子申請の活用を検討する。
②	受診率のさらなる向上を目指し、受診校変更の手続きについて、電話以外の方法を検討した。	ＬＯＧＯフォームを用いた電子での受診校変更受付を開始し、開庁時間以外も申請可能となったため、保護者の利便性が向上した。	受診率のさらなる向上を目指し、区内保育園を所轄する保育課と事前に、保育園の行事日程と健診日程の調整を行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	学校保健会補助		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺	
			担当者名	大熊	内線	3338	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	学校保健会補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	学校保健安全法、荒川区学校保健会補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
	施策	04	児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的	学校保健関係者（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校教職員、PTA等）による学校保健の研究、普及及び促進を図ることを目的に設置された荒川区学校保健会の運営に対する補助を目的とする。						
対象者等	荒川区学校保健会						
内容	荒川区学校保健会補助金交付要綱を制定し、それに基づき補助金を交付している。 荒川区学校保健会（任意団体）の活動内容等は以下のとおり。 ・設置年月日 昭和34年3月26日 ・会員 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校教職員（校長、副校長、養護教諭）、PTA ・役員の構成 会長1名、副会長6名、常任理事11名、監事2名 ・部会の構成 学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校長部会、副校長部会、養護教諭部会、学校保健協力（PTA）部会の7部会で構成。 ○学校保健会の事業 ・学校保健管理及び安全管理その他の保健活動の推進 ・学校保健関係講習会等への参加 ・学校保健に関する研究、調査並びに施策 ・学校施設、設備に関する必要な指導と助言 ・学校保健大会等の開催						
経過	昭和33年学校保健法制定に伴い、荒川区においても学校保健に関する連携を図る必要があると、荒川区の児童生徒の健康づくりの関係者から学校保健会設置の声が上がリ、昭和34年3月に荒川区学校保健会を設置した。 ・運営費補助金の額 平成8 年度480千円、平成9～10年度450千円、平成11年度405千円、平成12～15年度385千円、平成16～19年度350千円 平成20年度（一般補助金 350千円・50周年事業補助金 561千円）平成21年度以降350千円 令和2年度荒川区学校保健大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 令和3年度荒川区学校保健大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により動画配信にて実施 令和4年度荒川区学校保健大会は、3年ぶりに会場にて集合開催にて実施						
必要性	荒川区の児童生徒の健康づくりの関係者が学校保健に関する連携を図る必要性から設置された経緯に鑑み、自主財源のない荒川区学校保健会の円滑な運営のため補助を行う必要がある。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 会としての自主財源はなく、事業については主に区からの補助金等で実施している。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 学校保健大会の保護者等参加人数	133	150	114	150	250	参加者数(人)
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	各学校で組織される学校保健委員会の上部組織としての役割が期待されており、学校保健会の活動のため引き続き補助を継続する必要がある。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			350	350	350	350	350	350	350
決算額（7年度は見込み）			350	350	350	350	350	350	350
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	学校保健大会の参加者(人)		177	0	138	133	150	114	150
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	荒川区学校保健会に対する補助	350	負担金補助等	荒川区学校保健会に対する補助	350	負担金補助等	荒川区学校保健会に対する補助	350	

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	1,922	823	▲ 1,099	地方税等		0	0
		物件費		0	0	国庫支出金		0	0
		維持補修費		0	0	都支出金		0	0
		扶助費		0	0	分担金及び負担金		0	0
		補助費等	350	350	0	使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0	その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	136	55	▲ 81	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,408	▲ 1,228	1,180
		その他行政費用		0	0	金融収支差額(d)		0	0
		行政費用合計(b)	2,408	1,228	▲ 1,180	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,408	▲ 1,228	1,180
特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,408	▲ 1,228	1,180		

行政費用では、補助費等として、荒川区学校保健会に対する補助350千円を支出している。

備考

問題点・課題

令和２年度、新型コロナウイルス感染拡大で、学校保健大会は、中止としたが、令和３年度は、動画配信で行い、令和４年度から会場に集合しての開催とした。令和５年度の開催は、参加者数が前年度より増えたが、令和６年度は、前年度比較で参加者数が減少した。令和７年度に向けて、より多くの方の参加してもらうための取り組みが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新型コロナウイルスおよび季節性 インフルエンザ等の各感染症対策を 行いながら、集合開催による保健大 会を実施する。	感染症対策を行いながら、集合開 催による保健大会を実施した。	学校保健大会への参加者数を令 和5年度並みを目標に、より多く の方に参加してもらえよう周知 方法を検討する。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 23区には荒川区と同様に学校保健会があり、東京都は（財）東京都学校保健会、国は（財）日本学校保健会 がある。		
議 会 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	歯・口の健康づくり事業		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	大熊		内線	3338	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-05-01	歯・口の健康づくり事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 42	（ 1967 ）	年度	根拠	学校保健安全法・学校保健安全法施行規則・荒川区健康増進計画（平成29～33年度）			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的	学校における児童、生徒のう歯予防を総合的に推進するため、処置主義を徹底する。これと平行して歯牙の強化のため、児童生徒に対して講話、歯みがき（ブラッシング）指導及びフッ化物洗口を含む、むし歯予防を推進する。							
対象者等	区立小中学校に在籍する児童生徒（対象学年 小学1～6年生、中学1年生）							
内容	1 小3、小5、中1対象事業 ○荒川区歯科医師会への委託内容 ・ う蝕及び歯周疾患の予防について講話 ・ 歯科衛生士による、歯垢染め出し、歯口清掃及びフッ化物洗口剤の使用についての説明 2 小1対象事業 ○荒川区歯科医師会への委託内容 ・ 歯みがき指導についての講話 3 全小学生対象事業 ○健全歯児童及び処置済児童等へ「よい歯のバッチ」を配付							
経過	昭和42年～平成24年度 区立小中学校にて、対象学年、方法を改めながら、フッ素塗布を実施 「新たな歯科保健推進計画」に基づき、小学校全校で「給食後の歯みがき」を各学校の時程、設備環境に応じて実施。 平成29年度 学校歯科保健に関する研究会の名称を「荒川区児童・生徒う歯予防関係者研究会」から「荒川区児童・生徒歯・口の健康づくり研究会」へ変更 令和2年度 新型コロナウイルス感染症により、給食後の歯みがきを不実施とする小学校が大半を占めている。「歯・口の健康づくり事業」はマスクを外さず実施のため、実技は不実施となったが、むし歯や歯周疾患についての講話の実施並びに染め出し剤及びフッ化物洗口剤を希望者に配付し、各家庭で実施出来るよう工夫した。 令和5年度 「歯・口の健康づくり事業」内で、染め出し及び希望者に対するフッ化物洗口の実技を再開した。令和7年度から小学校全校で給食後の歯みがきを再開した。							
必要性	学校における児童、生徒のう歯予防を総合的に推進するため、処置主義を徹底する。これと平行して歯牙の強化のため、児童生徒に対して講話、歯みがき（ブラッシング）指導及びフッ化物洗口を含む、むし歯予防を推進する。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・ 歯・口の健康づくり事業における歯磨き指導等業務委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① う歯予防指導日参加率	95	96	96	97	98	参加者数／対象者数	
	② DMFT指数（小学校6年生）	0.35	0.30	0.34	0.32	0.30	（未処置歯本数＋喪失歯本数＋処置歯本数）／受診者数	
③ DMFT指数（中学校1年生）	0.52	0.70	0.67	0.60	0.50	（未処置歯本数＋喪失歯本数＋処置歯本数）／受診者数		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		「学校歯科保健推進計画」に基づき、事業を推進していく必要がある。				

(単位：千円)

問題点・課題

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和5年度に策定した学校歯科保健推進計画（第四期）に基づき、事業を実施する。	学校歯科保健推進計画（第四期）に基づき実施した。	令和7年度についても学校歯科保健推進計画（第四期）に基づき、実施する。
②	給食後の歯みがき実施について、令和5年度以降は各学校の工夫により実施とし、令和6年度も可能な限り推進していく。	実施する学校もあったが、実施できない学校もあった。	実施できていない学校についても、実施を推奨し、給食後の歯みがきを再開した。
③			

他 区 施 行 地 区	(実施)	0	区	未実施	22	区	不明	0	区)
	実施主体は、学校、学校歯科医等異なるが、各区で菌みがき指導等を実施している。								

況議 (会 要質)	H28 決特	う歯予防事業の対象について
	H29 予特	虫歯予防について
	R 6 決特	給食後の歯みがき実施状況について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	奨学資金貸付金		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	松野		内線	3337	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	奨学資金貸付金						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 45	（ 1970 ）	年度	根拠	荒川区奨学資金貸付条例、同施行規則、荒川区			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	奨学資金貸付事務取扱要領 他			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営					
目的	高等学校又は高等専門学校に入学を予定する者のうち、成績優秀にして、かつ、経済的理由により修学困難な者に対して修学上必要な学資金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。							
対象者等	(1) 貸付けの1年前から引き続き区内に住所を有する者 (2) 高等学校等へ入学しようとする者 (3) 成績優秀でありながら、経済的理由により高等学校等における修学が困難な者 (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、荒川区規則で定める要件を備えていること。							
内容	<選考> 審査会において、人物・学資状態・学業成績等を審査し、貸付の可否を決定する。 <届出> ・在学中、毎学年末に学業成績を提出・休学、復学、転学、退学、身分、住所等の変更等 <貸付額> 入学準備金（決定者に対して、3月下旬頃に一括交付）⇒ 公立100,000円・私立500,000円 ※なお、平成20年度募集（21年度生）から、入学準備金のみ貸付を行うこととした。 参考：20年度まで実施していた修学資金について 公立 月額 @14,000円（年168,000円）、私立 月額 @26,000円（年312,000円） <償還> 高等学校等を卒業後（上級学校に進学したときは、その学校を卒業後）6ヶ月を経過した後、借付金額が100,000円以下の場合2年以内、500,000円以下の場合10年以内に償還する。平成29年度より新たに返還免除規定を設け、高等学校等を正規の修業年数で卒業及び高等学校等を卒業後5年間に荒川区に3年以上在住し、特別区民税を2年以上納付した場合、返還を免除する。							
経過	・昭和45年度から開始、入学準備金及び修学資金の貸付額を変更し現在にいたっている。 ・平成20年度募集分から、入学準備金に特化・充実した制度とした。 ※入学準備金：公立85,000円→100,000円、私立240,000円→500,000円 ・平成29年度募集分から、高等学校等を所定年限で卒業後、区内在住及び区民税の納付等、一定の要件を満たした場合、奨学資金の返還を免除する。 ・平成30年度募集分から、連帯保証人の住民税の滞納がないことの証明（納税証明書）を提出すれば、区外在住の連帯保証人を認めることとした。 ・令和2年度募集は、新型コロナウイルス感染症により世帯収入が著しく減少した世帯を考慮し、全員に対して追加募集を行った。 ・令和3年度募集は、新型コロナウイルス感染症により世帯収入が著しく減少した世帯も利用できる旨の周知を広く行い、応募者に対しても再確認を行った。							
必要性	区の未来を担う優秀な人材を育成し、経済的な事由で進学をあきらめることのないよう事業を継続していく必要がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 4月：納付書・口座振替のお知らせの送付 10月：入学資金貸付の募集（区報、HP、チラシ等） 12月：申請受付 1月：審査会 2月：貸付者の決定 3月：貸付決定者の手続き、説明会							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	新規申込者に対する採用決定率(%)	78.8	75.0	92.9	80	90.0	採用数／申込者数
	②	現年度調定額に対する償還額の割合(%)	93.4	90.7	88.7	90	90.0	現年度償還額／現年度調定額
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	経済的な理由で修学が困難な者に対する支援制度として、引き続き実施する必要がある。					

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、納付書印刷	0	需用費	消耗品、納付書印刷	21	需用費	消耗品、納付書印刷	68
役務費	口座振替手数料等	3	役務費	口座振替手数料等	3	役務費	口座振替手数料等	17
委託料	システム保守委託等	269	委託料	システム保守委託等	267	委託料	システム保守委託等	303
貸付金	入学準備金	5,700	貸付金	入学準備金	3,700	貸付金	入学準備金	7,800

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳は、口座振替手数料等3千円、システム保守委託等（機器更改によるデータ移行代含む）267千円がかかっている。
問題点・課題	債務者間の公平性を確保するため、貸付金における滞納対策の見直し・収納率の向上に努める。 なお、荒川区以外の奨学金制度についても幅広く区民に周知し、ひとり親家庭の世帯には東京都母子及び父子福祉資金貸付金制度を、成績要件を満たさない生徒であれば、東京都育英資金の貸付金等を勧めていく。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)
		千代田、中央、世田谷、中野、豊島、練馬、墨田、江戸川の8区は、奨学金制度なしまたは廃止。品川、文京、台東、足立は令和4年度までの時点で給付型、江東は令和5年度募集から給付型へ移行。(令和5年度品川区調査結果)。

[illegible]

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		13-03-06			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		教職員健康診断			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺
					担当者名		江良		内線	3337
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-08-03		教職員健康診断						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度			根拠		学校保健安全法、労働安全衛生法			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
		施策		07 小中学校・幼稚園の運営						
目的		教職員の疾病の早期発見と予防のため健康診断を実施し、学校教育の円滑な運営に資することを目的とする。								
対象者等		区立小、中学校の教職員（都費負担教職員）（但し、区費職員は職員課で実施※検診内容は都費負担教職員と同程度）								
内容		【検診名】 【対象者】 一般総合健康診断・都費負担教職員 消化器検診・40歳以上の都費負担教職員（H17～） VDT検診・都費負担教職員のVDT作業（H6～） 大腸がん検診・40歳以上の都費負担教職員の希望者 肺がん検診・40歳以上の都費負担教職員の希望者 婦人科検診（子宮）・20歳以上の都費負担教職員の希望者 婦人科検診（乳房）・40歳以上の都費負担教職員の希望者 B型肝炎予防接種・養護教諭のうち希望者（H6～） ストレスチェック・都費負担教職員（R1～）								
経過		・平成17年度から消化器検診の対象者を学校保健法に従い、40歳以上の希望者から40歳以上に変更。 ・平成23年度から精神疾患の早期自覚、早期対処を基本方針としストレス検査を実施。また、尿酸の値を測定することも開始し、健康管理を推進していく。 ・令和元年度から教職員ストレスチェックを実施。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため2学期以降に実施。 ・令和2年度はコロナ禍による医療従事者への配慮のため、令和元年度まで医師会館に医師を呼び実施していた2次検査については、医師会と調整し、医師が常駐している検診センターでの実施とし、受診促進につながった。 ・令和6年度から学校運営の状況にあわせて、健康診断の時期を5月から夏期休業期間中に変更した。								
必要性		学校保健安全法第15条には「学校の設置者は毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない」と定められており、必要不可欠のものとなっている。								
実施方法		（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 令和6年度委託業者 教職員一般総合健診：荒川区医師会 B型肝炎：こことからだの元氣プラザ 婦人科健診：近藤記念医学財団 ストレスチェック：（株）ドリームホップ								
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)		
	①	一般総合健康診断受診率（％）			99	99	99	99	99	人間ドック等の受診者含む
	②	消化器検診受診率（％）			61	63	63	70	70	受診者/希望者×100
③	婦人科健診受診率（％）			80	87	87	90	90	受診者/希望者×100	
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
7年度		8年度								
継続		継続		学校保健安全法により実施する義務がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、物件費として、教職員健康診断委託に17,070千円がかかっている。

問題点・課題の改善策									
令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	メンタルヘルス面談の周知方法を検討する。		メンタルヘルス面談を安心して受けられるよう、周知文の内容を見直した。昨年度は面談件数0件だったが、今年度は5件の申込があった。			メンタルヘルス面談が必要な教職員に実施できるよう、引き続き周知方法等を検討する。			
②	より受診率を向上させるよう努める。		実施時期の見直し等による受診しやすい環境づくりや未受診者へ勧奨を行い、受診率の向上に務めた。			受診率の向上には長期的な取り組みが必要と考えられるため、引き続き取り組みを行っていく。			
③	健康診断の実施時期や方法を見直し、より教職員が受診しやすくなるよう務める。		一般総合健康診断を5月から夏期休業期間中に実施時期を変更し、より教職員が受診しやすい環境の整備に努めた。			今後も教職員が受診しやすい方法等の検討に努める。			
他 施 区 の 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)									

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		13-03-07			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		就学・学校選択			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		佐々木・岡林・澤江		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-09-01		就学・学校選択						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 12（ 2000 ）年度			根拠		学校教育法施行規則第32条、荒川区立小・中学校			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等		校における学校選択に関する実施要綱			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
		施策		02 創意と工夫にあふれた教育の推進						
目的		学齢対象者等が、適切に就学の機会を得られるようにする。 学校選択制度は、児童・生徒が自分に適した学校を選択することで、意欲を持って学習活動や学校行事に取り組み、自らの能力を伸ばせることを目的としている。								
対象者等		就学：原則として、区内在住学齢対象者、及び都内在住・在勤者（夜間学級） 学校選択制度：区内居住の入学予定者及び転入学者（中学校の場合は区外居住であっても荒川区立小学校に在籍していれば対象者とする。）								
内容		学校選択制度の流れ 6～10月 各校で授業公開等、学校説明会等 9月 学校案内、入学手続き関係書類（希望校申込書等）を入学予定者へ配付 ～10月 希望校申込受付 11月 希望校申込状況公表 12月 公開抽選 翌年 1月 入（就）学通知書の発行 1～2月 公開抽選補欠者繰上発表								
経過		学校選択制度の経過 平成13年度 平成14年度中学校入学予定者を対象に実施開始 平成14年度 平成15年度小学校入学予定者を対象に実施開始 平成17年度 平成17年度小学校入学者から兄弟在学者の優先取扱い廃止 平成18年度 選択制限校制を導入（汐入小学校）※平成19年度新入生から制限 平成21年度 選択制限校制を拡大（汐入小学校、汐入東小学校、第三中学校） 平成25年度 小学校において隣接区域選択制を導入 令和元年度 汐入東小学校の選択制限を令和2年度新入生から解除								
必要性		令和6年度に希望校申込書とともに提出されたアンケートでは、8割程度の小・中学生の保護者が学校選択制度を支持しており、必要性は高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 学校選択制度については学校説明会や学校案内により各校のPRを行う。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）			
	①	小・学校選択制度賛成の割合（％）	81.1	82.9	83.0	80	80	賛成者数／回答者数 ※アンケート結果		
	②	中・学校選択制度賛成の割合（％）	77.9	82.2	78.6	80	80	賛成者数／回答者数 ※アンケート結果		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
7年度		8年度								
継続		継続		学校選択制度の導入から20年以上が経過し、対象者の多くが制度を支持しているほか、制度の定着が図られている。引き続き制度の向上に努める。						

(単位：千円)

備考	行政費用における物件費の内訳としては、消耗品費・学校案内及び封筒の印刷費825千円、学校案内等郵送料1,262千円がかかっている。
----	---

問題点・課題	・抽選実施校の決定は、転出や受験等により区立校に入学しない対象者の把握をより確実に行い、教室数の制限はある中で希望者が可能な限り全員入学できるように不必要な抽選は避ける必要がある。 ・抽選校の繰り上げ当選は、区立以外入学決定者や入学前の転入・転出者の人数により影響を受けるため、対象者へ連絡を取り入学有無を把握し、なるべく多くの児童生徒を受け入れる必要がある。 ・今後、校舎建替えや駅前の再開発等が続くため、学校選択制度の適切な運用方法を検討する必要がある。
--------	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	学校選択制非実施区：大田区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、葛飾区

議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成26年	予特	「学校選択制度の意義」
	令和元年	決特	「学校選択制の入学校決定における志望動機による選考について」
	令和3年	2月	「少人数学級について」
	令和3年	6月	「35人学級導入後の学校選択制度の安定運営の可否について」
	令和6年	9月	「学校施設建替え、マンション建設等による児童生徒増加に伴う対応について」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	小学校管理運営費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺
			担当者名	鹿山、坂下		内線	3331
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	学校管理費					
	01-06-01	教材教具					
	01-09-01	学校プール運営					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 39（ 1964 ）年度	根拠	学校教育法、小学校設置基準、他				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営				
目的	区立小学校の適正かつ円滑な管理運営を図る。						
対象者等	区立小学校 24校						
内容	・ 学校管理費…食糧費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、物品修繕費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料 ・ 教材教具…副読本等消耗品費、印刷製本費、物品修繕費、備品購入費 ・ 学校プール運営…水泳指導員報償費、消耗品費、役務費						
経過	・ 「ピッカピカの1年生に真新しい机といすを」：H3年度～H22年度完了。新1年生全員に机といすを貸与し、6年間使用させる。（23年度入学生まで持ち帰り可） ・ 机・いすの寄贈：H8年度～H22年度完了。6年生が持ち帰らなかった机といすを外国に寄贈。（H8～9ドミニカ、H10～22ジャマイカ） ・ 生ゴミ堆肥化事業：一時期堆肥化できなかったがR4年度から実施。 ・ H14年度から学校プールの残留塩素濃度測定はDPD測定法へ移行。また、学校週5日制に伴い、夏季休業中は外部指導員を配置することとなった。 ・ 特定規模電気事業者（PPS）の活用を行い、小学校の電気料金縮減を図った。（H23年度から順次導入し、H30年度で全24校に導入） ・ 学校プールにおいては、新型コロナウイルスの影響により令和2年度全校で中止。3年度以降再開。 ・ 令和7年度から補助教材費用の一部、校外学習参加費用当を無償化する保護者負担軽減事業実施。						
必要性	学校の管理運営を円滑に進めるうえで、欠くことのできない必要経費である。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 学務課予算分は、学務課が直接執行（契約、支払など）。学校への予算令達分は、各学校で執行。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
①	児童1人あたりコスト（円）	61,725	59,530	72,641	100,868		歳出決算額／児童数
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	小学校運営の基本的な経費を確保するものであり、必要度は高い。					

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	5,690	7,740	2,050	行政収入	地方税等		0	0
		物件費	538,877	566,183	27,306		国庫支出金	495	569	74
		維持補修費		0	0		都支出金	5,460	10,030	4,570
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等	1,179	886	▲ 293		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0		その他	621	385	▲ 236
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	6,576	10,984	4,408
		賞与・退職給与引当金繰入額	402	514	112		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 539,572	▲ 564,339	▲ 24,767
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0
行政費用合計(b)	546,148	575,323	29,175	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 539,572	▲ 564,339	▲ 24,767			
特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 539,572	▲ 564,339	▲ 24,767			

考	
問題点・課題	・ 学校の管理用及び老朽化している教材教具を中心に備品や消耗品等の更新を適宜行っていく必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、学校管理運営費の中で老朽化している備品などを中心に備品等の更新を行っていく。	老朽化した備品の更新を実施した。	引き続き、学校管理運営費の中で老朽化している備品などを中心に備品等の更新を行っていく。
②			補助教材費、校外学習参加費用などの保護者負担軽減事業を推進していく。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成22年	四定	「小中学校の授業に直接関わる教材教具を全額公費負担すること」
	平成23年	四定	「区立小中学校における特定規模電気事業者の活用について」
	平成25年	予特	「区立小中学校における特定規模電気事業者からの電力購入について」
	令和6年	11月	「教育費無償化の推進について」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-09		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中学校管理運営費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	鹿山、坂下		内線	3331	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	学校管理費						
	01-06-01	教材教具						
	01-08-01	学校プール運営						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39	（ 1964 ）	年度	根拠	学校教育法、中学校設置基準、他			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営					
目的	区立中学校の適正かつ円滑な管理運営を図る。							
対象者等	区立中学校 10校							
内容	・ 学校管理費…食料費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、物品修繕費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料 ・ 教材教具…副読本等消耗品費、印刷製本費、物品修繕費、備品購入費 ・ 学校プール運営…水泳指導員報償費、消耗品費、役務費							
経過	・ 学校の管理運営に必要な基本的な経費として一定額を確保してきた。 ・ 机・いすの寄贈：H8年度～H22年度完了。更新時に学校が不用と判断した机といすを、小学校分とともに外国に寄贈。（H8～9ドミニカ、H10～22ジャマイカ） ・ 生ゴミ堆肥化事業：一時期堆肥化できなかったがR4年度から実施。 ・ H14年度から学校プールの残留塩素濃度測定はDPD測定法へ移行。また、学校週5日制に伴い、夏季休業中は外部指導員を配置することとなった。 ・ 特定規模電気事業者（PPS）の活用を行い、中学校の電気料金の縮減を図った。（H23年度から順次導入し、H30年度で全10校に導入） ・ 学校プールにおいては、新型コロナウイルスの影響により令和2年度全校で中止。3年度以降再開。 ・ 令和7年度から補助教材費用の一部、校外学習の参加費用等を無償化する保護者負担軽減事業実施。							
必要性	学校管理運営を円滑に進めるうえで、欠くことのできない必要経費である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 学務課予算分は、学務課が直接執行（契約、支払など）。学校への予算令達分は、各学校で執行。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 生徒1人あたりコスト（円）	74,323	69,693	72,701	135,021		歳出決算額／生徒数	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		中学校運営の基本的な経費を確保するものであり、必要度は高い。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳としては、光熱水費、食糧費、一般需用費等215,693千円、ごみ処理券購入費・生ごみ処理費等11,868千円、管理運営用備品購入費13,424千円がかかっている。
----	--

問題点・課題	・学校の管理用及び老朽化している教材教具を中心に備品や消耗品等の更新を適宜行っていく必要がある。
--------	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

地区の実 施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成22年 四定	「小中学校の授業に直接関わる教材教具を全額公費負担すること」
	平成23年 四定	「区立小中学校における特定規模電気事業者の活用について」
	令和6年 11月	「教育費無償化の推進について」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学校行事（小学校）		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺		
			担当者名	木村、古屋、佐伯	内線	3344		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-08-01	学校行事						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠	学校教育法、小・中学校の行事に参加した生徒			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	に対する交通費補助金支給要綱		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	07 小中学校・幼稚園の運営						
目的	ワールドスクール、地区別連合運動会、図画工作展、オーケストラ鑑賞教室、合唱鑑賞教室などの学校行事の実施に必要な消耗品や備品購入、児童の交通費補助金の支給により、体育的行事及び学術的行事の円滑な運営を図る。							
対象者等	小学校在学者							
内容	○地区別運動会：南千住、峡田、尾久、日暮里の4地区ごとに実施する地区別連合運動会。10月頃に地区内の学校等を会場に開催。参加対象は6年生。 ○図画工作展覧会：小学校児童が授業で制作した作品を展示する。東京朝鮮第一幼初中級学校の作品も展示。1月中旬、例年町屋文化センターで開催。各校の4年生は、展覧会見学を行う。 ○オーケストラ鑑賞教室：6年生がオーケストラ演奏を鑑賞する。例年5月上旬に東京文化会館（上野）で実施。（昭和44年～） ○合唱鑑賞教室：5年生が大学生による合唱団の合唱を鑑賞する。例年12月中旬、サンパール荒川で実施。（平成元年～） ○あらかわの伝統技術展：4年生が生涯学習課主催の伝統技術展を見学。7月上旬。（平成26年～） ○ワールドスクール：6年生が外国人英語指導員と共に3泊4日の共同生活を行い英語に親しむ。（平成16年～令和元年度までは、4泊5日）							
経過	・ 行事内容の変化はあるが、事業としては学校設立当初より実施し、現在に至る。 ・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の行事が中止となった。 地区別運動会、オーケストラ鑑賞教室、あらかわの伝統技術展 ・ 令和3年度のワールドスクールは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施方法を変更し、区内小学校にて2日間の通い形式で実施した。 ・ 令和4年度は、あらかわの伝統技術展が土日のみの開催だったため、見学を中止した。 ・ 令和4年度からのワールドスクールは、3泊4日で実施した。							
必要性	小学校における教育活動の一環として必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 地区別運動会：各地区単位で運営 図画工作展覧会：実務は実行委員会で運営 オーケストラ鑑賞教室：パシフィックフィルハーモニア東京等 合唱鑑賞教室：武蔵野音大							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	児童1人当たりの経費（円）	1,392	1,492	1,788	1,919	1,744	事業決算額／在籍児童数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進		推進		学校教育を補完・充実する事業として今後も実施する必要がある。				

(単位：千円)

備考	行政費用では、例年物件費が多くなっている。主な内訳としては、行事用消耗品等3,376千円、学校行事会場使用料等3,946千円がかかっている。また、補助費等として、ワールドスクール謝礼1,239千円がかかっている。その他の行政収入は、ワールドスクールの参加者負担金及び寄附金である。
問題点・課題	学校連合事業の円滑な実施には、校長会等との連携強化が不可欠である。特に、必要物品の調達や業務フローの見直しは、各学校のニーズを的確に把握し、効率的な運営体制を構築するために重要である。また今後は、事業内容や状況に応じて、さらに学校と連携しながら実施方法等を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	行事の実施方法や実施内容を引き続き校長会等と検討していく。			校長会等と検討しながら、より良い実施方法へ向けた変更等を行った。				学校行事の円滑な実施に向け、実施方法や実施内容を引き続き校長会等と検討していく。	
②									
③									
他 施 区 の 実 況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
況 議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状	R3定9月会議 感染予防対策と学校行事の両立 R5定11月会議 学校行事の費用負担								

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	学校行事（中学校）		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺	
			担当者名	高橋、古屋、佐伯	内線	3344	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-07-01	学校行事					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 63（ 1988 ）年度	根拠	学校教育法、小・中学校の行事に参加した生徒				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度	法令等	に対する交通費補助金支給要綱				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営				
目的	ワールドスクール、総合体育大会、連合体育大会、連合生徒発表会、連合展示会、オーケストラ鑑賞教室などの学校行事の実施に必要な消耗品や備品購入、児童の交通費補助金の支給により、体育的行事及び学術的行事の円滑な運営を図る。						
対象者等	中学校に在学者						
内容	○オーケストラ鑑賞教室：小学校6年生と中学校2年生がオーケストラ演奏を鑑賞する。例年5月上旬、東京文化会館（上野）で実施。（昭和44年～） ○総合体育大会：部活の種目別ごとに中学校全体で大会を行う。6～9月にかけて実施。 ○連合体育大会：各中学校で選抜した選手が陸上競技大会を行う。9月下旬。 ○連合英語発表会：各中学校の選抜した生徒が英語によるスピーチを行う。10月下旬。 ○連合展示会：各中学校で生徒が美術等の授業で制作した作品を展示する。例年1月下旬、町屋文化センターで開催 ○演劇発表会：演劇部のある中学校（原中、尾久八幡中）で演劇発表をする。11月上旬。 ○伝統文化鑑賞教室：日本の伝統文化に関する公演を中学生が鑑賞する。3月上旬。 ○ワールドスクール：秋田市の協力のもと国際教養大学における「イングリッシュ・ビレッジ」のプログラムに参加する。（清里にて小学校と合同実施：平成20～24年、秋田市：平成28年～）						
経過	・行事内容の変化はあるが、事業としては学校設立当初より実施し、現在に至る。 ・水泳大会及び弁論大会は平成14年に廃止した。 ・令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、以下の行事が中止となった。オーケストラ鑑賞教室、連合体育大会、伝統文化鑑賞教室、ワールドスクール ・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ワールドスクールが中止となった。 ・令和5年度より、ワールドスクールを再開した。						
必要性	中学校における教育活動の一環として必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） オーケストラ鑑賞教室：パシフィックフィルハーモニア東京楽団 総合体育大会：実行委員会が運営、連合体育大会：主に体育部会が運営、連合英語発表会・展示会：実行委員会が運営						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
①	生徒1人当たりの経費（円）	2,456	4,016	4,610	5,009	4,392	事業決算額／生徒数
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
推進	推進	学校教育を補完・充実する事業として今後も実施する必要がある。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、例年物件費が多くなっている。主な内訳としては、行事用消耗品等3,415千円、学校行事会場使用料等3,296千円がかかっている。また、補助費等として、謝礼366千円がかかっている。その他の行政収入は、ワールドスクールの参加者負担金である。
問題点・課題	教育委員会主催の中学校連合行事は年間5種に加え、演劇発表会や各校独自の宿泊行事など、学校行事は非常に多いため、生徒にとって貴重な学びの機会となるこれらの行事を授業時間確保と両立させながら効果的に実施していくためには、状況に応じて開催方法を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	今後も校長会等とともに学校行事を作り上げていくために、連絡会等の場を通じて適宜協議を行っていく。				準備段階から校長会や教科部会等と連携を図り、当日の運営がスムーズになるよう実施方法や内容を検討した。			学校行事の円滑な実施に向けて、引き続き校長会等と実施方法や内容を検討していく。	
②									
③									
他区の実況		(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0 区)
議会質問状況(要旨)									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-18		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	マーチングバンド運営		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	小林		内線	3344	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-10-01	マーチングバンド運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠	マーチングバンド及び金管バンド養成に係る指導員報償費事務取扱要領			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	02 創意と工夫にあふれた教育の推進						
目的	マーチングバンドの演奏活動を通じて、児童の社会性、協調性、積極性等を磨くとともに、個性豊かな心を培い、情操を育てることを目的とする。							
対象者等	マーチングバンド（5校）六瑞小 峡田小 尾久六小 二日小 尾久小 金管バンド（1校）尾久西小							
内容	事業の実施は対象小学校毎の運営により行われており、マーチングバンドフェスティバル（東京都大会や全国大会等）や、社明運動パレード、川の手荒川まつり、吹奏楽のタベなど、各種大会や地域の催し等に参加している。							
経過	昭和63年度 六瑞小4～6年生47名が入団しスタート。（平成元年度の運動会でデビュー） 平成 2年度 一峡小（現峡田小）、尾久六小（金管バンド）、二日小でスタート。 平成 5年度 一峡小は峡田小学校となって活動を継続。 平成14年度 尾久西小、小台橋小（15年3月廃校）の2校が、特色ある学校づくりの一環として金管バンドを開始。 平成21年度 尾久西小、マーチングバンド活動を開始。 【全日本小学生バンドフェスティバル東京都大会結果（第六瑞光小学校）】 平成22・23・24・26・29・30年度 金賞 平成25・27・28・令和元・4・5・6年度 銀賞 令和2年度 中止 令和3年度 都大会本選辞退 【全日本小学生バンドフェスティバル全国大会結果（第六瑞光小学校）】 平成26年度 銀賞							
必要性	児童の情操の育成、パレード等の地域活動への寄与など必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 備品購入費や物品修繕費の令達及び指導員報償費（公認指導員30,000円、その他の指導員6,000円）の支払を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）		
	① 一校あたりのコスト	976	857	1,275	1,494	1,494	歳出決算額／学校数（単位：千円）	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進		推進		児童の情操の育成、パレード等の地域活動への寄与など必要性が高い。				

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、楽器修繕費2,104千円、楽器購入費等2,598千円がかかっている。また、補助費等として、指導員講師謝礼1,872千円がかかっている。
----	---

考	
問題点	活動に支障をきたさないように継続的かつ定期的に、楽器等の購入・修繕及び必要な補助を行う必要がある。学校ごとにバンドの規模や活動状況に差があるため、毎年度各校に希望調査を行い、備品購入費令達や指導員報償費支払い等に関し、適切に予算を執行する必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実
状

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-19		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ブラスバンド運営		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	小林		内線	3344	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-09-01	ブラスバンド運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠	ブラスバンド養成に係る指導員報償費事務取扱要領			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	02 創意と工夫にあふれた教育の推進						
目的	音楽による情操教育の充実と、地域の催しなどへの参加を通して、地域と学校との相互交流の推進を図る。							
対象者等	各区立中学校							
内容	学校ごとに、文化祭や体育祭などの学校内での演奏活動をはじめ、東京都中学校吹奏楽コンクールやアンサンブルコンテスト等の大会、社明運動パレード、地域ごとに行われる祭りや催し、吹奏楽のタベ等のイベントに参加している。							
経過	東京都中学生吹奏楽コンクール結果 R3 金賞：八幡中、諏訪台中、 銀賞：一中、三中、五中 銅賞：七中、南二中 R4 金賞：一中、八幡中 銀賞：三中、五中、原中、諏訪台中 銅賞：七中、南二中 R5 金賞：一中、八幡中 銀賞：三中、五中、七中、南二中、原中、諏訪台中 R6 金賞：八幡中 銀賞：一中、三中、五中、原中、諏訪台中 銅賞：南二中 東京都中学生アンサンブルコンテスト結果 R3 金賞：八幡中 銀賞：五中 銅賞：七中、南二中、原中、諏訪台中 R4 金賞：八幡中 銀賞：五中、七中、諏訪台中 銅賞：南二中 R5 金賞：八幡中 銀賞：三中、五中 銅賞：七中、南二中、原中、諏訪台中 R6 金賞：五中、八幡中 銀賞：七中、南二中、諏訪台中 銅賞：三中 全日本アンサンブルコンテスト結果 H27 金賞：尾久八幡中学校							
必要性	ブラスバンド（吹奏楽）部は、各校で多くの生徒が所属している文化系の中心的部活動である。また、社明パレードへの参加等地域と学校を結ぶ役割も果たしている。生徒、地域それぞれに活動へのニーズがあり、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 学務課では、備品購入費や物品修繕費の令達及び指導員報償費（1回あたり6,000円）の支払を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 一校あたりのコスト	1,107	1,132	1,092	1,222	1,222	歳出決算額／学校数（単位：千円）	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進		推進		生徒の情操の育成、パレード等の地域活動への寄与など必要性が高い。				

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	指導員講師謝礼	1,122	報償費	指導員講師謝礼	1,230	報償費	指導員講師謝礼	1,680
需用費	楽器修繕費	3,964	需用費	楽器修繕費	3,959	需用費	楽器修繕費	4,268
役務費	指導員保険加入料、各種運搬費用	696	役務費	指導員保険加入料、各種運搬費用	459	役務費	指導員保険加入料、各種運搬費用	645
備品購入費	楽器等補充	5,488	備品購入費	楽器等補充	5,230	備品購入費	楽器等補充	5,580
負担金補助等	大会参加費	50	負担金補助等	大会参加費	50	負担金補助等	大会参加費	50

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、楽器修繕費等3,959千円、楽器購入費等5,230千円がかかっている。また、補助費等として、主に指導員講師謝礼1,230千円がかかっている。
問題点・課題	活動に支障をきたさないように継続的かつ定期的に、楽器等の購入・修繕及び必要な補助を行っていく必要がある。各学校の実績や活動内容に応じて円滑に事業が実施できるよう、事前調査や追加令達等を行い適切な事業支援をしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

他区の状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会の状況(要旨)	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-20		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	部活動推進費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	小林、高橋		内線	3344	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-10-01	部活動推進費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）				☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠	中学校体育及び文化行事参加生徒に係る交通費			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	等補助金交付要綱、外部指導員配置要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的	部活動を充実させることにより、知性や感性、道徳心、体力を育み、人間性豊かな成長とそれぞれの個性を伸ばす。							
対象者等	区立中学校 10校							
内容	【外部指導員報償費】 令和2年から謝礼増額（1,700円/1回⇒3,000円/1回） 配置回数 令和5年度予算 年間5,000回（令和4年度予算 年間5,000回） 【外部指導員傷害保険加入】 運動部・文化部ともに加入 【各種大会に参加する際の交通費等補助】 対象行事 運動部・文化部ともに対象 支給対象 出場選手・補欠選手・マネージャー・外部指導員 対象科目 交通費・参加費・宿泊料 【一般需用費・備品購入費】 各校あて令達し執行 【委託料】 令和7年度から部活動地域連携業務委託のモデル実施を開始							
経過	部活動推進に係る経費は、平成20年度から「部活動推進費」を新設し、部活動のさらなる充実を図っている。平成22年度から指導中のケガに備え、外部指導員はスポーツ傷害保険に加入している。 平成27年度から各種大会参加費の補助の対象枠を拡大し、区大会以上とした。このため、「中学校体育及び文化行事参加生徒に係る交通費等補助金交付要綱」の改正を行った。 令和2年度に、単価増による外部指導員報償費の予算増額を行った。（1,700円/1回⇒3,000円/1回） 令和6年度に、外部指導員の配置回数を増やした。（年間5,000回⇒年間7,000回） 令和7年度から部活動地域展開に向けた部活動地域連携事務委託のモデル実施を開始							
必要性	生徒たちの体力や運動能力の低下、規範意識や忍耐力の不足が指摘されており、その改善のためにも必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 事業実施は、各学校の運営による。学務課では、備品購入費の令達や指導員報償費の支払、各種大会参加生徒の交通費等補助を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）		
	① 外部指導員配置回数	4,902	4,944	5,472	7,000	7,000	年間総件数	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度	8年度							
重点的に推進	重点的に推進	生徒の体力向上、情操教育を推進するため、必要性は高く重点的に推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として、各種大会用消耗品費6,426千円、部活動用備品費1,747千円がかかっている。 また、補助費等として、主に指導員報償費16,437千円、各種大会参加交通費補助8,852千円がかかっている。
----	---

問題点	・外部指導員の報酬については毎年度各校の必要回数を調査して配分している。配分した回数より多く実施したり、余らせたりしてしまう学校もあるため、ムリ・ムダなく活用できるよう十分な調整を図っていく。 ・地域連携等について、他自治体の事例も参考にし、地域スポーツクラブ、区立中学校及び委託先と密な連携を取りながら実施していく。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き各校の状況や希望を反映しながら、適切に指導員を配置する。	各校の配置希望回数にできる限り沿う形で、外部指導員の配置回数を配分した。	引き続き各校の状況や希望を反映しながら、適切に指導員を配置する。
②	学校や関係部署と連携し、より具体的な方策を示せるよう、今後も協議会等を通して検討を進める。	令和7年度のモデル事業実施に向け、外部委託料を予算に計上した。	学校や委託先、その他関係部署と連携し、具体的な方策を定め適切に運営していく。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 (要旨) 質問状	令和5年 2月予特 令和5年 6月会議定 令和5年 9月会議定 令和6年 3月予特 令和6年 10月決特	「部活動外部指導員の配置について」 「部活動指導員の配置と人材バンクの活用について」 「部活動地域移行・外部委託について」 「部活動地域移行の取組について」 「部活動の運営状況及び教員負担、外部委託等について」	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	教育用コンピュータ運営費		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺		
			担当者名	柳生、木村、佐伯	内線	3344		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-06-01	教育用コンピュータ運営費						
	01-11-01	教育用コンピュータ運営費						
	01-11-01	教育用コンピュータ運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 3	（ 1991 ）	年度	根拠	荒川区学校教育ビジョン、あらかわ区政経営戦略プラン、IT基本法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	02	創意と工夫にあふれた教育の推進					
目的	情報化の進展及び個性化教育の充実に伴い、新しい教育機器（タブレットPC、電子黒板等）を導入した学習指導を推進することにより、情報活用能力を高め、学習の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	区立小・中学校児童・生徒及び教職員							
内容	区立小・中学校への教育用コンピュータ整備 1 タブレットPCの児童・生徒1人1台体制 2 教員用タブレットPC教員1人1台体制 3 コンピュータソフトの充実 4 インターネットへの接続 5 校内LANの整備 6 電子黒板の整備 7 校務支援システムの整備 8 蔵書管理システムの整備 9 情報教育アドバイザーによる支援							
経過	平成14～16年度 パソコン児童1人1台体制（PC教室）・教員1人1台（職員室）体制整備 平成16～21年度 小中学校全校（33校）に校内LAN整備 平成21年度 学校情報通信技術環境整備事業費補助金を活用し、全小中学校に電子黒板配置 平成25年度 タブレットPCモデル導入事業を開始（小学校3校、中学校1校） 平成26年度 タブレットPCの区立小中学校全校への導入 平成30年度 情報教育アドバイザーの各校巡回を実施（9月から） 令和元年度 タブレットPCの更改・校務用PCを配置。校務支援システム仮稼働（9月） 令和2年度 校務支援システムの本稼働開始。タブレットPCの児童生徒への「完全1人1台」体制を整備するとともに、家庭に持ち帰ることができる体制を整備 令和6年度 教員向けICT環境を更新クラウド上に校務環境を構築し職員室外でも校務を行える体制を整備 令和7年度 タブレットPCを更改LTE対応端末を導入しどこでもインターネットを利用できる環境を整備							
必要性	情報化の進展及び個性化教育の充実に伴い、新しい教育機器（タブレットPC、電子黒板等）を導入した学習指導を推進することにより、情報活用能力を高めるとともに「個別最適な学び」と「協働的な学び」を促進することを目的とする。							
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ・コンピュータ等はリース契約により整備。機器の管理は各学校で行い、消耗品は学校予算で対応。 ・タブレットPC他運用管理委託：㈱内田洋行 他							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	校内LAN用コンピュータ整備済校数	34	34	34	34	34	整備済校数
	②	タブレットPC導入校数	34	34	34	34	34	整備済校数
③	HP公開校（小中幼）（校）	43	43	43	43	43	小24校、中10校、幼9園	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進	推進		新しい教育機器（タブレットPC、電子黒板等）を導入した学習指導を推進することにより、情報活用能力を高め、学習の向上を図る必要がある。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳としては、タブレットPC運用委託等に2,146,987千円がかかっている。また、行政収入として、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、東京都GIGAスクール運営支援センター整備支援事業補助金、東京都デジタル活用支援員配置支援事業補助金があった。
----	---

問題点	・新しい児童生徒用タブレットPC（Chromebook）の活用を促進していく必要がある。 ・教員用の端末（Chromebook Plus）についても活用促進を進め教職員の働きやすい環境を整えていく必要がある。 ・校務支援システムの更新に向けて準備を進めていく必要がある。	
-----	---	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 一 施 状	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)	
	各区ともコンピュータ環境は全校整備済。					

議 会 質 問 状 況 要 旨	R04年 予特「オンライン授業の運用について」 R04年 決特「目に優しい取り組みについて」 R04年 予特「タブレットパソコンの整備に関して」 R05年 決特「タブレットの更新について」 R05年 9月会議「タブレット更新に伴う新しいシステムの導入について」「タブレットを利用した不登校対策について」 R05年 予特「タブレットの更新費用について」 R06年 6月会議「タブレットPCの更新について」 R06年 9月会議「タブレットPCの活用について」
--------------------------------------	---

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	就学援助費（就学奨励費を含む）		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺		
			担当者名	平塚・坂下	内線	3338		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	各種援助費						
	01-01-01	各種援助費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 31	（ 1956 ）	年度	根拠	学校教育法、就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営					
目的	【就学援助費】 経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対し学用品費等を支給することにより、教育の機会均等と義務教育の円滑な実施に資する。 【就学奨励費】 特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し学用品費、遠足費等を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及を図る。							
対象者等	【就学援助費】 区内に住所を有し、公立小・中学校に児童・生徒を通学させている保護者。 【就学奨励費】 区内に住所を有し、公立小・中学校の特別支援学級に通学している児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者。							
内容	【就学援助費】 生活保護受給者（要保護者）又はそれに準ずる者（準要保護者＝世帯の前年総所得が基準額（概ね生活保護需要額の1.2倍以内）に対し、次の費目を支給する。①学用品費 ②入学準備金 ③修学旅行費 ④遠足費 ⑤移動教室費 ⑥夏期施設費 ⑦クラブ活動費 ⑧卒業記念アルバム費 ⑨通学費（特別支援学級）ただし令和7年度より保護者負担軽減事業が開始され、区立小中学校に在籍の準要保護者は①②⑦⑨のみで要保護者は支給対象がなく、区域外就学者の要保護者は③④⑤⑥⑧のみ支給する。※平成17年度より国庫補助対象は要保護者分のみ。※平成22年度よりクラブ活動費は生活保護の支給対象。 【就学奨励費】 特別支援学級へ通学または学校教育法施行令第22条の3の障害に該当する児童・生徒のうち、就学援助を受給していない者に対し、次の区分に応じて各費用を支給する。 （1）世帯の前年分の総所得が基準額（概ね生活保護需要額の2.5倍）以内の者①学用品費 ②遠足費 ③入学準備金 ④修学旅行費 ⑤通学費 ⑥宿泊を伴う校外活動費 （2）基準額（概ね生活保護需要額の2.5倍）以上の者①通学費							
経過	昭和40年度に実施主体が都から区に変更され、各特別区間で同一基準を設けるため、特別区教育長会において就学援助対象者認定のための目安が制定された（生活保護需要額の1.5倍）。昭和58年度に認定基準をより公平かつ区の実態に即したものとするため、生活保護需要額の1.1倍に変更。平成20年度には認定基準の見直しを行い、生活保護需要額の1.2倍に変更。平成25年度より就学奨励費の対象者に、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒を追加。生活保護法の改正の影響が及ばないよう、平成27年度より第68次生活扶助基準を準用した認定基準額に変更。平成29年度より中学校、平成30年度より小学校の入学準備金を前倒し支給。令和2年度から令和5年度までは新型コロナウイルスの影響による再申請を受け付け。令和5年度より就学奨励費の通学費の所得による上限を撤廃し、本人の他付添人1名分と拡大。令和7年度より保護者負担軽減事業を開始したことに伴い、同事業の対象の修学旅行費、遠足費、移動教室費、夏期施設費、卒業記念アルバム費は、区立小中学校在籍者の就学援助支給費目から除外した。							
必要性	経済的に困窮している児童・生徒の保護者に対し、市町村が必要な援助を与えることが学校教育法等で定められている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 就学援助費、就学奨励費いずれも区立就学者は学校を通じて、区域外就学者は学務課へ申請。支給は就学援助の区立就学者は学期ごとに、区域外就学者や就学奨励費は年度末に申請者の口座へ振替。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 認定率（小学校）	17.9	17.1	15.3	13.7		認定者数／児童生徒数（年度末現在）	
	② 認定率（中学校）	27.5	26.2	23.6	20.3		認定者数／児童生徒数（年度末現在）	
③ 認定率（合計）	20.6	19.6	17.6	15.5		認定者数／児童生徒数（年度末現在）		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		教育基本法にも定められており、教育機会の確保及び義務教育の円滑な実施を図るため必要な支援である。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		312,052	293,109	288,327	291,552	136,829	129,780	92,887
決算額（7年度は見込み）		254,659	234,078	252,290	252,229	126,432	112,348	92,887
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	認定率（％）（小学校）	19.9	19.6	19.4	17.9	17.1	15.3	13.7
	認定率（％）（中学校）	31.1	30.1	29.6	27.5	26.2	23.7	20.3
	認定率（％）（合計）	22.9	22.4	22.2	20.6	19.6	17.6	15.5

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	9,995	6,587	▲ 3,408	行政収入	地方税等		0	0
		物件費		0	0		国庫支出金	1,598	1,383	▲ 215
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0
		扶助費	126,432	112,348	▲ 14,084		分担金及び負担金		0	0
		補助費等		0	0		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	1,598	1,383	▲ 215
		賞与・退職給与引当金繰入額	707	437	▲ 270		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 135,536	▲ 117,989	17,547
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0
		行政費用合計(b)	137,134	119,372	▲ 17,762		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 135,536	▲ 117,989	17,547
	特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 135,536	▲ 117,989	17,547		

備考	行政費用では、扶助費等として、就学援助費・就学奨励費112,348千円がかかっている。また、行政収入では、国庫支出金として、1,383千円を受領している。
----	---

問題点	・令和元年度より現在の就学援助システム運用を行っているが、国による地方公共団体の情報システム標準化向け、移行対応を進める。 ・失業等により、保護者の経済状態が前年から著しく変化した場合は再申請を受け付け、当該年の世帯所得により改めて審査を行う。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組み 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組み 具体的な改善内容
①	国の情報システム標準化に向け、仕様書を確認しながら業者とやり取りし、移行作業を行う。	情報システム標準化に向け、業者やデジタル推進課との協議を進めた。	情報システム標準化への移行過渡期となるため、事業運営への影響を最小限に留めつつ、移行への協議を進める。
②	引き続き物価高騰等の社会情勢に注目し、基準額や支給単価等について検討を重ねる。	就学援助、就学奨励費の中学校入学準備金の支給額を増額した。	物価高騰や社会情勢を注視し、基準額や支給額等について検討を重ねる。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 22区が認定基準額を「所得額」（総所得額）としている。また、生活保護基準の年次にはばらつきがあるものの文京区が生活保護基準1.67倍、他の20区は生活保護基準1.18～1.4倍の範囲で基準額が設定されている。		
議会質問状 (要旨)	平成29年 6月会議 「入学準備金の前倒し及び増額支給を」 平成29年 9月会議 「入学準備金の前倒し及び支給対象費目の拡大を」 平成30年 2月会議 「小学校の入学準備金の前倒し支給を」 令和 2年 2月会議・令和6年11月会議「認定基準を現行の1.2倍から1.5倍に」 令和 4年 9月会議ほか 「物価高騰に対応した就学援助の対象拡大」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		13-03-24		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		一般給食事業		部課名		教育委員会事務局学務課		
				課長名		渡辺		
				担当者名		中嶋・葛西・大熊・小出・坂下		
				内線		3336～38		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-01		一般給食事業				
		01-01-01		一般給食事業				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 29（1954）年度		根拠		学校給食法、学校給食衛生管理基準、大量調理		
終期設定		☒ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		施設衛生管理マニュアル		
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野 II		子育て教育都市				
		政策 04		心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策 04		児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		児童・生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かで安全衛生的な食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てる。						
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒及び学校栄養職員等						
内容		・ふれあい給食（地域の方々などを給食へ招待する）の実施 ・給食運営のための食器、調理器具、衛生関係品、児童生徒用白衣等の購入 ・調理機器の修繕 ・学校栄養職員等の腸内細菌検査、ノロウイルス検査 ・学校給食原材料検査（検査材料費）、おかずの食品衛生検査 ・給食用ボイラーの保守点検 ・給食室の給排気設備・換気扇清掃・グリストラップ清掃 ・給食室の害虫防除 ・学校給食無償化に係る補助金 ・米の現物給付（学校給食の内容充実より事業統合） ・学校栄養職員の報酬・職員手当・共済費・旅費（学校栄養職員報酬より事業統合）						
経過		・平成20年度 学校給食の内容充実（食育推進給食（年3回）、米の現物給付（年44回））事業開始 ・平成26年度 第三瑞光小に配膳室整備 学校栄養職員に加え、調理員のノロウイルス定期検査も開始 ・平成27年度 食物アレルギー対応指針 改訂 ・平成28年度 第三瑞光小の増設校舎に給食室を整備（29年4月開校） ・令和 2年度 会計年度任用職員制度 導入 ・令和 3年度 食物アレルギー対応指針 改訂 ・令和 4年度 食材費高騰のため、食育推進給食を10回分増額 ・令和 5年度 学校給食費無償化を開始、食育推進給食事業終了 ・令和 7年度 米の価格高騰、米不足に対する対応として、新たに供出される政府備蓄米の活用を検討						
必要性		バランスのとれた栄養豊かで安全衛生的な給食を提供することが必要であり、学校教育の中で生きた教材として、食育を進める上でも重要である。本事業は安全衛生的な給食提供のための基本的事業である。						
実施方法		（ ☒ 二部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 学務課及び小中学校で実施。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①	食中毒事件の発生件数	0	0	0	0	0	
	②	学校栄養士の未配置校	0	0	0	0	0	都費栄養士を含め全校に栄養士を配置し、未配置をなくす
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
重点的に推進		重点的に推進		関係法令を遵守した学校給食を実施するための経費である。安定的な給食運営とするための対策を講じる必要があり、優先度は高く重点的に推進する。				

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		51,383	49,458	56,665	51,233	802,131	884,213	1,125,881
決算額（7年度は見込み）		46,007	42,422	50,147	46,420	741,949	810,661	1,125,881
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	ふれあい給食(小学校)実施人数	1,344	0	0	0	242	375	1536
	ふれあい給食(中学校)実施人数	29	0	0	0	0	0	34
	会計(旧非常勤)栄養士配置人数(人)	19	19	19	19	19	19	19
	米の現物給付の米飯回数	44	44	44	44	44	44	44
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	給食運営消耗品、修繕費等	40,264	需用費	給食運営消耗品、修繕費等	63,687	需用費	給食運営消耗品、修繕費等	80,823
役務費	物品処分手数料	0	役務費	物品処分手数料	35	役務費	物品処分手数料	3,917
委託料	換気扇清掃、栄養士検便検査料等	8,954	委託料	換気扇清掃、栄養士検便検査料等	11,441	委託料	換気扇清掃、栄養士検便検査料等	18,041
負担金補助	学校給食費補助金	692,731	負担金補助	学校給食費補助金	781,941	負担金補助	学校給食費補助金	894,527
						報酬	会計年度任用職員（学校栄養士）報酬	70,366
						職員手当	会計年度任用職員（学校栄養士）職員手当	28,264
						共済費	会計年度任用職員（学校栄養士）共済費	14,885

(単位：千円)								
行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	3,844	13,175	9,331	地方税等		0	0
	物件費	49,219	67,119	17,900	国庫支出金		0	0
	維持補修費		0	0	都支出金		337,336	337,336
	扶助費		0	0	分担金及び負担金		0	0
	補助費等	692,730	743,542	50,812	使用料及び手数料		0	0
	減価償却費	638	0	▲ 638	その他		0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	行政収入合計(a)	0	337,336	337,336
	賞与・退職給与引当金繰入額	272	875	603	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 746,703	▲ 487,375	259,328
	その他行政費用		0	0	金融収支差額(d)		0	0
	行政費用合計(b)	746,703	824,711	78,008	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 746,703	▲ 487,375	259,328
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)		0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 746,703	▲ 487,375	259,328

備考 行政費用では、物件費が多くなっている。内訳としては、給食運営消耗品費、給食物品修繕費等63,687千円、給食室換気扇清掃等11,441千円がかかっている。

問題点・課題 ・栄養士及び調理員対象の講習会等をとおして、衛生管理及び食中毒・異物混入事故防止について、繰り返し注意喚起する必要がある。
・食材費の価格状況や社会情勢を踏まえて設定している学校給食費について、令和5年度より給食費の援助による給食費の無償化を行う。令和6年度は東京都が事業費の1/2補助する形で、給食費無償化を継続している。給食費の無償化を行いながらも食育啓発の実践に資する必要がある。また、米の価格高騰、米不足に対して、東京都米穀小売商業組合荒川支部からの購入の他、政府備蓄米の活用も検討する。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	食中毒事故防止や衛生管理の徹底の他に、各学校間での情報共有や事例検討の機会を設けていく。	衛生講習会での最新の衛生管理の情報提供や、栄養職員会でのグループワークにおいて情報共有を行った。	食中毒及び異物混入事故防止のために、各学校への情報提供や、各栄養職員間の情報共有の場を設ける。
②	給食内容の充実、地域経済振興のため、米の現物給付を引き続き実施していく。	給食内容の充実、地域経済振興のため米の現物給付を実施した。	米の現物給付においては、東京都米穀小売商業組合荒川支部からの購入だけでなく政府備蓄米の活用も検討する。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況議(要質問)状	平成30年 2月会議 令和元年 9月会議 令和 2年11月会議 令和 4年 9月会議 令和 5年 2月会議	給食の公会計化の実施を 給食完全無償化の実施を 給食完全無償化の実施を 緊急対策として学校給食の無償化を実施すること 学校給食の無償化について・厳しい経済状況における負担軽減案について	

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		13-03-26			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		給食調理業務委託			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	
					担当者名		葛西、小出、坂下		内線	
									3336	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-01-03		給食調理業務委託						
		01-01-03		給食調理業務委託						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 8（1996）年度			根拠		学校給食法、食品衛生法			
終期設定		☒ 有 ☐ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
		施策		04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的		給食調理業務を委託することで、学校給食を経済的に実施し、なおかつ多様化する調理業務にきめ細やかに対応することにより、学校給食の充実を図る。								
対象者等		区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員								
内容		【給食調理業務委託・委託内容】 ・給食用食材対面納品 ・調理（食物アレルギー対応含む） ・配缶及び運搬 ・食器等の洗浄、消毒、保管 ・残菜及び塵芥の処理 ・施設、設備の清掃及び日常点検 【業者の選定について】 業者については、区内での学校給食の受託実績や、安定的な人員の確保が見込めるか等を勘案し、確実に履行できる者を選定する。また、業務責任者及び副業務責任者に関しては、調理師免許（又は栄養士免許）を持つ者を配置できる業者とする。 これまでは指名競争入札により業者を決定していたが、令和2年度以降、提案評価方式（プロポーザル）により業者を選定している。								
経過		・平成6年度「荒川区立小中学校給食検討委員会」及び、平成6年度「荒川区行財政と区民サービスのあり方を考える懇談会」の検討を踏まえ、平成7年度に説明会等を行い、平成8年度から給食調理業務の委託を開始した。 ・平成14年度～中学校全校委託完了 ・平成16年度～小学校全校委託完了 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月2日午後から5月末まで全校臨時休業に伴い、給食提供中止、令和2年7月及び8月度夏季休業短縮に伴い、昼食提供事業を実施 ・令和2年度より提案評価方式（プロポーザル）による業者の選定、令和4年度すべての学校が提案評価方式による業者選定へ移行完了								
必要性		学校給食を経済的に実施し、なおかつ多様化する調理業務にきめ細やかに対応をするため、調理業務委託を実施する必要がある。								
実施方法		（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 直営時に比べて効率的・経済的に調理業務を行うことができ、充実した給食が安定的に実施できるので効果は高い。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）			
	①	バイキング給食等特色ある学校給食実施校数	34	34	34		34	調理業務委託を活用した給食の多様化		
	②	プロポーザル導入校数	34	34	34		34	さらなる安定的な給食業務の履行		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
7年度		8年度								
推進		推進		プロポーザルによる優良な業者の選定を行い、安全・安心な給食を継続的に提供する必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

アレルギー対応食の調理、食中毒・異物混入等の事故を防ぐためにも、一定レベル以上の事業者を選定する必要がある一方で、調理業務委託事業者の人材（調理員）不足が深刻な課題となっている。
また、人件費の高騰に伴い、委託料も高騰している。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、プロポーザルにおける提案内容が反映されているのかの確認を行い、反映されていない業者へは、適宜指導する。	学校から提出される月例報告書や、給食室への巡回を通して、履行状況の確認を行った。	月例報告書や給食室への巡回を通して、各校における履行状況の確認を行い安定的な給食調理の継続を図る。
②	引き続き、保健所と連携をとりながら、継続して食中毒予防や、感染症対策について確認していく。	保健所による衛生巡回やメールでの情報提供などを実施し、食中毒予防や感染症対策指導を行った。	保健所と連携をとりながら、継続して食中毒予防や、感染症対策について確認していく。
③			学校給食の安定的な供給を図るため、給食調理業務委託に際し適正な委託料の積算を行う。

地区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	平成17年度、特別区では全区が調理業務委託を導入した。
議会議決状況	平成17年 二定 受託業者に専門資格を有する職員の配置、履行状況の確認について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	給食用一般備品整備		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺
			担当者名	葛西		内線	3336
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	一般備品整備					
	01-02-01	一般備品整備					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 29	(1954)	年度	根拠	学校給食法、学校給食衛生管理基準、大量調理		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	()	年度	法令等	施設衛生管理マニュアル		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	04 児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的	教育的目標を持った学校給食の運営にあたり、給食を作る調理機器具、衛生関係品等の必要な備品を整備し、学校給食を安全・衛生的に供給し、かつ作業を効率化する。						
対象者等	区立小中学校に在籍する全児童・生徒、教職員						
内容	・学校給食運営のための調理機器具、衛生関係品等の備品購入（各校の標準整備備品） 回転釜、焼もの機、フライヤー、炊飯器、ガステーブル、洗米機、フードカッター、野菜裁断機、冷蔵庫、冷凍庫、牛乳保冷库、食器消毒保管庫、球根皮むき機、ボイラー、流し台（2槽、3槽、移動）、調理台、作業台、炊飯台、水切り台、作業車、運搬車、食器洗浄機、自動台秤、配膳台、白衣洗濯機など						
経過	・平成8年度の学校給食衛生管理の基準の改定により、腸管出血性大腸菌O-157対策として冷凍庫・冷蔵庫を一括購入している。 ・平成22年度から、高額備品については、学校給食備品更新事業において更新をしている。 ・高さ60cm未満の作業台については、平成29年度末をもって全て廃棄完了（高さ60cm以上のものに更新済み）。 ・令和元年度～事業統合（本事業と「学校給食備品更新事業」を併せて「一般備品整備」へ） ・令和5年度 第二日暮里小学校給食室大規模改修工事 ・令和6年度 ひぐらし小学校給食室大規模改修工事、真空冷却機導入 ・令和7年度 ひぐらし小学校第二校舎配膳・洗浄室供用開始 ・令和8年度 峡田小学校第二校舎給食室供用開始						
必要性	調理機器具や衛生確保の物品等は、学校給食を安全衛生的に確実に提供するためには必要不可欠である。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 学務課及び小中学校で実施						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 給食備品等物品修繕費（千円）	6,557	6,732			4,763	順調な更新により修繕費の抑制を目指す
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	給食調理能力を維持する必要があるため、優先度は高い。					

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,538	1,647	109	行政収入	地方税等		0	0
		物件費	23,364	30,476	7,112		国庫支出金		0	0
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等		0	0		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費	25,921	35,248	9,327		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	109	109	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 50,932	▲ 67,480	▲ 16,548
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0
行政費用合計(b)		50,932	67,480	16,548	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 50,932	▲ 67,480	▲ 16,548	
特別費用(g)			0	0	特別収入(f)			0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 50,932	▲ 67,480	▲ 16,548	

備考	行政費用では、物件費として主に給食用機器購入に30,476千円かかっている。
----	--

問題点・課題	・耐用年数や使用状況、学校施設建替え等を勘案し、計画的に備品を更新していく必要がある。 ・耐用年数を超える前に修繕不能な状態が発生してしまった場合、新規購入を避けられない。 ・児童生徒数や学級数の増加に応じて、機器の増設や大型化を図り給食提供が可能な環境を整備していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	引き続き、ランニングコストや学校現場の評価を参考にしながら、機種の選定・購入を行う。			選定の際に、学校や業者と使い勝手等について確認をとりながら、更新を進めていった。			引き続き、ランニングコストや学校現場の評価を参考にしながら、機種の選定・購入を行う。		
②	引き続き、学級増等、状況の変化を継続して見つ、給食室の設備にあった調理機器を整えていく。			児童生徒数の変化や給食室の構造・規模に応じて調理機器の整備を行った。			引き続き、学級増等、状況の変化を継続して見つ、給食室の設備にあった調理機器を整えていく。		
③									
他区の実 施状況	（実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区）		
議会 実 況 （要 旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-30		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	嘱託医報酬		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	大熊		内線	3338	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	嘱託医報酬						
	01-01-01	嘱託医報酬						
	01-04-01	嘱託医報酬						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	学校保健安全法、荒川区非常勤職員の報酬及び			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	費用弁償に関する条例施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的	区立小中学校・幼稚園及びこども園における児童・生徒・園児の健康保持を図るため、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」）を委嘱する。							
対象者等	区立小中学校・幼稚園及びこども園の学校医等							
内容	○委嘱科目等 内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、薬剤師、精神科（小学校、中学校各1名） ○委嘱者数 ・小学校121名（5科目×24校、精神科医1名） ・中学校 56名（5科目×11校、精神科医1名） ※九中夜間学級を1校として計算 ・幼稚園 25名（5科目×5園） ・こども園5名（5科目） ○職務内容 ・学校医 健康診断及び年間を通じた保健指導や健康相談等 ・学校歯科医 歯科及び口腔の健康診断、健康相談、う歯予防事業等の保健指導等 ・学校薬剤師 環境衛生検査、薬事衛生や公衆衛生における学校への指導、助言等 ○月額報酬額 在籍児童、生徒規模等に応じて ・学校医 10,200円～57,100円 ・学校歯科医 10,200円～46,280円 ・学校薬剤師 5,800円～21,900円							
経過	○昭和34年 学校保健法制定に伴い、学校医の設置が初めて明文化された。 ○平成 3年度 幼稚園薬剤師の委嘱開始。 ○学校統廃合に伴い学校医等の数が減少。平成12年度の嘱託医報酬額の第一次見直しに続き、平成15年度第二次見直しを実施した（平成15年度から小中学校の内科・眼科・耳鼻咽喉科については、在籍児童・生徒の規模により報酬額を決定する方式に変更した）。 ○平成20年度 こども園の委嘱開始。平成23年度よりこども園の内科医報酬額を変更。 ○平成24年度 大規模校（児童・生徒数600人以上）の内科・眼科・耳鼻科医報酬額を設定。 ○平成26年度 小中学校の歯科医について、学校の規模により報酬額を決定する方式に変更。 ○平成27年度 大規模校（児童・生徒数800人以上）の内科・眼科・耳鼻科医報酬額を設定。							
必要性	学校保健安全法により、学校には学校医等を置くものとされており、必要不可欠のものとなっている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ○委嘱 医師会、歯科医師会、薬剤師会より推薦を受けた者を教育委員会が委嘱 ○報酬費支払 毎月末、報酬を指定口座に振込む							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		学校保健安全法第23条の規定に基づき、引き続き設置する。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			86,515	86,310	86,473	86,147	86,288	86,125	81,180
決算額（7年度は見込み）			85,534	85,697	85,862	85,785	85,763	85,755	81,180
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	嘱託医数（小学校）		121	121	121	121	121	121	121
	嘱託医数（中学校）		56	56	56	56	56	56	56
	嘱託医数（幼稚園）		40	40	40	40	40	40	25
	嘱託医数（こども園）		5	5	5	5	5	5	5
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	非常勤職員報酬	85,763	報酬	非常勤職員報酬	85,755	報酬	非常勤職員報酬	81,180	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	87,300	88,225	925	行政収入	地方税等		0	0
		物件費		0	0		国庫支出金		0	0
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	109	164	55		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 87,409	▲ 88,389	▲ 980
	その他行政費用		0	0	金融収支差額(d)		0	0		
	行政費用合計(b)	87,409	88,389	980	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 87,409	▲ 88,389	▲ 980		
	特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 87,409	▲ 88,389	▲ 980		

備	行政費用では、給与関係費として、学校医の非常勤職員報酬85,755千円がかかっている。
---	---

備考	
問題点・課題	各健康診断では、各感染症の影響により、子どもたちの感染予防及び医療従事者の感染予防を第一に考慮し、ゴム手袋、フェイスシールド及び不織布エプロン等の消耗品を購入し、各園小中学校へ健康診断用として送付したうえで、健康診断を実施するよう働きかけている。 学校における健康診断は集団検診であるため、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した実施が求められる。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	健康診断の実施にあたっては、嘱託医や学校の意見を聞きながら実施していく。	嘱託医や学校の要望を聞きよりよい健康診断を実施することができた。	児童生徒が受診しやすい健診となるためにも感染予防も考慮しながら健康診断を実施していく。
②	健康診断の実施にあたり、児童生徒のプライバシーや心情に配慮するよう学校を通じて周知する。	年度当初に学校宛て周知文書を配付して、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施を求めた。	今後も健康診断の実施時期に周知文を送付して、円滑な健康診断の実施を求める。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-31		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学校保健管理費		部課名	教育委員会事務局学務課	課長名	渡辺		
			担当者名	大熊・松野・坂下	内線	3337・3338		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	保健管理費						
	01-02-01	保健管理費						
	01-05-01	保健管理費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 34	（ 1959 ）	年度	根拠	学校保健安全法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	学校保健安全法施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	04	児童生徒の健康づくりと体力向上					
目的	学校（幼稚園）施設の衛生管理及び保健室に必要な予算の計上を行い、学校（幼稚園）の良好な教育環境を構築する。							
対象者等	区立小学校24校 区立中学校10校 区立幼稚園5園 区立こども園1園							
内容	・ AED賃貸借契約…小中学校、幼稚園及びこども園にAEDの設置（使用料及び賃借料） ・ 汚物処理…保健室及び女子トイレの使用済み生理用品等血液付着物を週に1度回収（役務費） ・ 給水施設水質検査…簡易専用水道等の水質及び水槽等外観検査等を年に1回実施（役務費） ・ 保健室用寝具乾燥消毒…保健室の寝具を各学期に1回乾燥消毒（役務費） ・ 教室害虫駆除…害虫が発生した際、発生教室の消毒を行う（委託料） ・ オージオメーター校正委託…定期健康診断に使用する聴力検査器の校正を年に1回実施（委託料） ・ 室内化学物質測定…教室等の化学物質濃度を測定（委託料） ・ ダニ検査…教室のカーペット等のダニ及びダニアレルゲン検査を年に1回実施（委託料） ・ 健康診断用器具滅菌・保管・配送…健診器具を保管し、必要な時期に配送・回収及び消毒処理を行う（委託料） ・ 樹木害虫駆除…樹木に害虫が発生した際の剪定、消毒の実施（委託料）							
経過	・ 平成15年度 室内化学物質測定を開始。 ・ 平成17年度 ダニ検査を開始。小中学校にAEDを配置。 ・ 平成19年度 検診器具滅菌委託を歯科健診・就学就園時健診分も開始。 ・ 平成20年度 幼稚園こども園にAEDを配置。 ・ 平成24年度 携帯用酸素供給器を購入し小中学校へ配付。 ・ 平成29年度 上腕式電子血圧計とパルスオキシメーター（小学校は小児対応のもの）を小中学校へ配置 ・ 平成30年度 A E D 賃貸借契約（H30. 7. 1～R7. 6. 30） ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月2日午後から5月末まで全校（園）臨時休業。 ・ 令和 2年度 感染症対策のため、手指消毒用アルコールや抗菌マスクケース等を購入。継続的に各園小中学校へ消耗品費を令達している。							
必要性	児童・生徒・園児の健康を維持するために、学校環境衛生基準に基づく環境の構築及び、施設の衛生管理を行う必要がある。							
実施方法	（ 2一部位委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 消耗品費、役務費及び備品購入費は学校へ令達又は学務課が実施。樹木害虫駆除は、防災都市づくり部へ執行委任。健診用器具滅菌委託：鴻池メディカル株式会社							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 教室環境検査結果の不適合数(%)	21	20	20	20	20	教室の照度・騒音・空気検査、給食室の衛生検査	
	② 水道施設検査結果の不適合数(%)	13	10	15	10	5	簡易専用水道検査（書類整備除）	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		児童生徒・幼児の体調不良や負傷に対応する保健室の運営費及び法律に定められた環境検査にかかる費用であり、学校運営上必要である。				

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳としては、保健室用消耗品費等11,283千円、水質検査等3,658千円、健診器具滅菌等5,511千円、保健室用備品費5,700千円がかかっている。
----	--

考	
問題点	学校保健用機器や器具（オージオメータや健康診断用器具）に不具合が発見された場合、早急な修繕や購入による補充をする必要がある。また、オージオメータについては、購入から10年以上経過しているものが見受けられるため、順次年度ごとに古いものから買い換え 중이다。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 区 （ 施 状	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	
	学校安全保健法及び学校環境衛生基準に基づき各区で実施している。					

況の 実	
況議	平成28年 決特 「学校保健衛生法にかかわる質問」

議會
（要旨）
質問
状

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード		13-03-32		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		児童生徒健康診断		部課名		教育委員会事務局学務課		
				課長名		渡辺		
				担当者名		江良		
				内線		3337		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-02-02		各種検診費				
		01-02-02		各種検診費				
		01-05-02		各種検診費				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 34（ 1959 ）年度		根拠法令等		学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則		
終期設定		☒ 有 ☒ 無（ ）年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成				
		施策		04 児童生徒の健康づくりと体力向上				
目的		児童、生徒、幼児の疾病の予防と早期発見のため検査を実施し、健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な運営に資することを目的とする。						
対象者等		荒川区立小中学校及び幼稚園に在籍する児童、生徒及び園児						
内容		【検診名】 腎臓検診・・・小学生・幼稚園児全員 心臓検診・・・小中学1年生、一部他学年 聴力精密検査・・・一次検査要精検者 結核精密検査・・・結核対策委員会の要精検者 脊柱側湾検査・・・小学5年生、中学1年生 貧血検査・・・中学1年生 歯科健診・・・小学生・幼稚園児全員 色覚検査・・・小学4年生、中学2年生 【対象者】						
経過		・昭和34年 学校保健法制定に伴い、実施が義務づけられた。 ・昭和47年度 心臓検診開始（昭和51年からは、学校保健法の一部改正により実施が義務づけ）。 ・昭和53年度 脊柱側湾検診のモアレ撮影を開始。 ・昭和54年度 貧血検査を開始。 ・平成15年度 学校保健法の一部改正により結核検診方法を変更し、BCG予防接種を廃止した（問診票調査により、結核対策委員会で要検討者を抽出し、検討結果で要精密検査対象者が区内医療機関で受診する）。 ・平成21年度 歯科健診について、健診時、各校での事務補助員の配置を開始 ・平成28年度 学校保健法の一部改正に伴い、座高測定、寄生虫卵検査を廃止。 四肢の状態（運動器）に関する検診の実施。色覚検査を開始。 ・令和 2年度 新型コロナウイルス感染症拡大による医療従事者への影響を踏まえ2学期以降に実施。						
必要性		学校教育を円滑に実施するためには、児童、生徒、幼児の健康管理は、必要不可欠である。また、学校保健安全法第13条に「学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」と定められている						
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ・児童生徒幼児健康診断業務：荒川区医師会 ・腎臓検診、聴力精密検査、結核精密検査等						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	腎臓検診（有所見者数）	15	17	17		10	三次検査の結果、医療の要する者
	②	心臓検診（有所見者数）	43	47	47		30	三次検査の結果、医療の要する者
③	結核検査（有所見者数）	0	0	0		0	精密検査の結果、結核の疑いのある者	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
継続		継続		学校保健安全法第13条により実施する義務がある。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		27,204	28,378	29,568	29,991	29,556	30,251	31,078
決算額（7年度は見込み）		25,167	26,486	27,479	27,570	26,578	27,313	31,078
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	小学校児童数(5/1)	8,886	9,006	9,036	9,107	9,172	9,184	9,140
	中学校生徒数(5/1)	3,186	3,234	3,373	3,419	3,403	3,449	3,396
	幼稚園児数(5/1)	451	389	360	304	255	233	283
	こども園児数(5/1)	163	166	150	129	125	109	151

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員報償費	1,801	報償費	委員報償費	1,892	報償費	委員報償費	2,281
需用費	消耗品費	185	需用費	消耗品費	178	需用費	消耗品費	452
委託費	各種検診費	24,592	委託費	各種検診費	25,243	委託費	各種検診費	28,345

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,075	3,294	219	行政収入	地方税等		0	0		
		物件費	24,776	25,421	645		国庫支出金		0	0		
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0		
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0		
		補助費等	1,801	1,892	91		使用料及び手数料		0	0		
		減価償却費		0	0		その他		0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	218	219	1		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 29,870	▲ 30,826	▲ 956		
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0		
行政費用合計(b)	29,870	30,826	956	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 29,870	▲ 30,826	▲ 956					
特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 29,870	▲ 30,826	▲ 956					

備考	行政費用では、物件費として、検診用消耗品費178千円、各種検診委託費25,243千円がかかっている。また、補助費等として、委員報償費が1,892千円がかかっている。
----	--

問題点	令和3年度に学校保健システムが稼働し、児童・生徒の健康診断結果はデータで管理されている。システム運用にあたって学校から改善要求がきており、システム更改に合わせて、改善要求の取りまとめが必要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	校務支援システムのシステム更改が予定されているため、更改の際には使いやすいシステムになるよう努める。	学校にシステム改善点について要望を挙げてもらった。	学校からの要望を踏まえ、システム更改にあたり実装を検討していく。
②			
③			

他 区 の 実 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
	平成18年 二定 児童生徒のぜん息及び尿蛋白被疾患率の高さを分析し、子どもの健康づくりの課題と対策を明らかにすること 平成27年 2月会議 色覚検査の重要性を保護者に周知すること

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-33		戦略プラン		☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	学校健康会費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	松野・坂下		内線	3337	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	学校健康会費						
	01-03-01	学校健康会費						
	01-06-01	学校健康会費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	独立行政法人 日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	04 児童生徒の健康づくりと体力向上						
目的	学校安全の普及充実を図るとともに、学校の管理下における児童・生徒・園児の負傷、疾病及び死亡に対して必要な給付を行い、学校教育の円滑な運営に資することを目的とする。							
対象者等	区立小中学校に在学している児童生徒、幼稚園及びこども園に在園している園児							
内容	○日本スポーツ振興センター ・災害共済給付金 学校管理下における児童・生徒・園児の怪我等に伴い支給 ・医療費 センターからの給付額は健康保険の医療費の範囲を基準に医療費総額の10分の4ただし、医療費総額が500点（5,000円）以上のもの ・障害見舞金 障害の程度に応じて88万円～4,000万円 ・死亡見舞金 3,000万円（通学途中及び突然死の場合は半額） ・掛金単価 平成16年度まで 一般 875円／人 準要保護 665円／人 要保護 65円／人 平成17年度から 一般 945円／人 準要保護 715円／人 要保護 55円／人 令和元年度から 一般 935円／人 準要保護 705円／人 要保護 45円／人 ○緊急移送費 学校管理下における児童・生徒・園児の負傷、疾病のうち救急車を利用する程ではないが、緊急かつ安静に医療機関に移送する場合、その移送にかかる実費を支給							
経過	○平成8年度より救急車を要請する程の怪我ではないが、歩行困難な場合に対応するため、緊急移送費（使用料及び賃借料）を開始。 ○平成17年度より災害共済給付掛金及び死亡・障害見舞金を改定。 ・掛金の改定…上記のとおり ・死亡・障害見舞金の改定…死亡見舞金2,500万円⇒2,800万円 障害見舞金 1級3,370万円⇒3,770万円（最高） 14級73万円⇒82万円（最低） ○令和元年度より災害共済給付掛金及び死亡・障害見舞金を改定 ・掛金の改定…上記のとおり ・死亡・障害見舞金の改定…希望見舞金2,800万円⇒3,000万円 障害見舞金 1級3,770万円⇒4,000万円（最高） 14級82万円⇒88万円（最低）							
必要性	学校の管理下における児童生徒等の災害について共済給付を行うことにより、学校教育の円滑な運営を図るため必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【災害共済給付金】保護者・学校（災害報告書等、申請書類を提出）→区を経由→センター（審査・給付決定）→区を経由→学校へ給付金振替→保護者へ保険金を給付							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）		
		① 事故件数（小学校）	258	265	233	220		
		② 事故件数（中学校）	139	139	133	120		
	③ 合計事故件数（小・中・幼・こ）	407	418	377	350			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
継続	継続	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の掛金を負担するもので、教育活動における負傷に伴う医療費の保護者負担を軽減するものであり継続する必要がある。						

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-34		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	下田臨海学園		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	古屋		内線	3342	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	管理費						
	01-01-02	給食賄						
	01-01-03	運営費						
事務事業の種類	○新規事業（○7年度 ○6年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 43	（ 1968 ）	年度	根拠	荒川区立夏期学園条例			
終期設定	○有 ●無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	●計画 ○非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	03	体験学習等の推進					
目的	区立小学校の児童が、日頃学校で経験することのできない自然豊かな海辺で規則正しく生活しながら、伊豆地方の地形、産業、海辺の動植物等の観察及び学習並びに水泳を中心とした心身の鍛錬を行うことにより、体力向上を図るとともに、豊かな情操を養うことを目的とする。							
対象者等	区立小学校4年生 （平成28年度から全校実施。平成28・29年度は希望制で6年生も実施）							
内容	○学校の夏季休業中、2泊3日で下田臨海学園に宿泊し、外浦海岸海水浴場で水泳を行うほか、海辺での自然観察、磯遊び、レクリエーション等を行う。 ○平成28年度以降は、小学校4年生で下田臨海学園を実施し、清里高原学園は休止。また、平成28・29年度に限り小学校4年生の実施後、小学校6年生の希望者を対象に下田臨海学園を実施した。 ○臨海学園の開設期間は、7月21日～8月8日頃までである。 ○学校が滞在している間の基準日課（2泊3日） 1日目 午前：電車及びバスにて移動 午後：昼食、午睡、遊泳、入浴、夕食、自由時間 2日目 午前：朝礼、朝食、自由時間、遊泳 午後：昼食、午睡、遊泳、入浴、夕食、自由時間 3日目 午前：朝礼、朝食、自由時間、各校による活動時間 午後：昼食、電車及びバスにて移動							
経過	昭和43年 下田市から旧柿崎小学校の施設を買い取り「下田臨海学園」を開設。当時は中学校のみ利用 昭和48年 小中学校合同利用開始 昭和63年 施設を改築 平成10年 利用対象を小学校のみに変更 平成20年 管理業務及び遊泳監視業務の一部を委託化 平成25年 屋内給排水工事を実施 平成26年 屋外給排水工事を実施 平成27年 トイレ・浴室その外改修工事を実施 平成28年 増設園舎を開設 令和元年 増設園舎のリース終了（令和元年7月より区の所有になる。） 令和2～3年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止							
必要性	夏季休業中の実施であるため児童は任意参加だが、例年9割近くが参加。児童参加率は高く、各学校の取組みも積極的であり、事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○常勤職員 ○会計年度任用職員 ） 夏期学園開設期間中は学務課職員が交代で常駐。遊泳監視、看護師、給食賄、管理業務は委託。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	児童参加率（％）	88.3	97.0	94.2		100	参加児童数／対象児童数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		水泳を中心とした心身の鍛錬や海での自然体験は学校では体験できないものであり、優先度は高いため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費として設備保守・給食委託等、維持補助費として施設に家屋修繕費がかかっている。また行政収入として参加児童随収入を受領している。
----	--

問題点	・「荒川区公共建築物中長期改修実施計画」に基づき、改修工事等を行っているが、今後も計画的に対応が必要となるとともに、学園利用に支障が出ないよう不具合の出る機器等については、迅速な修繕が必要である。 ・引き続き施設管理者、学校との連携が求められる。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も必要箇所の修繕は速やかに行うよう努める。そのため、日々の点検を丁寧に行うようにし、現地管理人とも連携していく。	優先順位の高いものから修繕を行った。中でも、児童・生徒が安全に利用にできるかどうかに着目して取りかかった。	大規模な改修について計画的に対応するとともに、小規模な修繕については学園利用に支障が出ないよう迅速に対応する。
②	今後も学校からの意見を取り入れながら、安全で安心な下田臨海学園の実施に向けた体制づくりに努める。	学校からの要望をできる限り実現するよう努めた。また、施設管理者との認識の齟齬が無いように、こまめに情報共有をした。	安全で安心な下田臨海学園を行うため、施設管理者や学校とより一層連携を図る。
③			

他 施 状 況 の 実 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区）
	小学校の夏期施設未実施8区の内訳 墨田、大田、中野、杉並、足立、目黒、板橋、練馬
	令和4 決特「下田臨海学園滞在時の医療体制について」

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		13-03-35			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		幼稚園管理運営費			部課名		教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺
					担当者名		木村・田中		内線	3332・3331
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-04-01		幼稚園管理費						
		01-05-01		教材教具						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 24（ 1949 ）年度			根拠		学校教育法、荒川区立幼稚園条例、幼稚園教育要領			
終期設定		☒ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市						
		政策		04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
		施策		07 小中学校・幼稚園の運営						
目的		区立幼稚園の適正かつ円滑な管理運営を行うとともに、幼児教育の充実を図る。								
対象者等		区内の満3歳から学齢前までの幼児								
内容		区立幼稚園（5園）について ・幼稚園施設の維持管理（光熱水費等の支払、管理用の消耗品購入費・物品修繕費・備品購入費の令達等） ・幼児教育の充実（教材教具用の消耗品購入費・物品修繕費・備品購入費、縁覚学習用バス借上費の令達等） ・幼稚園事務及び入園募集（入退園管理、保育料徴収・管理、新年度入園募集、抽選の実施、心身障がい児等入園審査会の実施） ・幼稚園延長保育専門員、預かり教育補助員の配置及び報酬の支払等								
経過		・昭和24年、幼稚園需要の増大に対応し、幼児教育の先駆的役割を果たしてきた私立幼稚園を補完する形で2園を開設し、以来10園を設置。その後、園児数の減少を受け平成11年度末で2園が閉園。 ・平成10年から3歳児保育試行。平成20年から全8園で3歳児保育開始。 ・平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行され、それまで一律に定められていた保育料を、世帯の住民税額による応能負担とする見直しを行った。 ・令和元年4月から預かり教育をモデル実施（日暮里幼稚園）。同年10月から幼児教育無償化開始。 ・令和4年度「区立幼稚園の方向性について」を公表。 ・令和5年度「区立幼稚園の方向性について」に基づき、お弁当給食を早期実施。 ・令和6年度末に3園（南千住第三・尾久・東日暮里）が閉園。 ・令和7年度から預かり教育について、新たに3園（南千住第二・花の木・尾久第二）に拡充し、計4園にて本格実施。								
必要性		就労していても区立幼稚園での幼児教育を受けさせたい保護者の需要、保育所へ入所できなかった場合や特別な支援を要する園児の受入れ需要も見込まれるため、必要性は高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各園では、教員のほか、預かり教育の会計年度任用職員を任用、事務の会計年度任用職員を任用（指導室）。また、幼児教育補助員を対象園児の状況に応じて配置（教育センター）。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）				
	① 園児1人当たりコスト（単位：千円）	123	192	209			歳出決算額／全園児数			
	② 入園率（％）	36	41	45	52	70	在籍園児数／定員数×100			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
推進		推進		幼児教育の重要性の観点からも、本事業の必要性は高い。令和7年度から預かり教育を計4園に拡充して実施している。また「区立幼稚園の方向性について」に基づき事業を推進する。						

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			122,454	42,303	40,882	42,108	70,648	64,494	110,472
決算額（7年度は見込み）			93,537	29,175	34,006	37,325	54,327	55,818	110,472
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	募集定員		835	835	835	835	695	590	450
	園児数実績(5/1)		451	389	360	304	283	267	235
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬・共済費	預かり非常勤・預かり事務補助	7,137	報酬・共済費	預かり非常勤	7,103	報酬・共済費	預かり非常勤	29,835	
職員手当等	期末手当	1,037	職員手当	期末手当・勤勉手当	2,207	職員手当	期末手当・勤勉手当	8,691	
旅費	預かり非常勤・預かり事務補助	97	旅費	預かり非常勤	99	旅費	預かり非常勤	1,084	
需用費	光熱水費、一般需用費、諸費	33,301	需用費	光熱水費、一般需用費、諸費	34,490	需用費	光熱水費、一般需用費、諸費	41,334	
役務費	電話料、郵便料、手数料等	2,313	役務費	電話料、郵便料、手数料等	2,907	役務費	電話料、郵便料、手数料等	1,937	
委託料・使用料	保育園等システム保守委託等、バス上げ、コピー機リース	6,935	委託料・使用料等	保育園等システム保守委託等、バス上げ、コピー機リース	7,114	委託料・使用料等	保育園等システム保守委託等、バス上げ、コピー機リース	24,892	
備品購入費	管理・教材用備品	3,400	備品購入費	管理・教材用備品	1,818	備品購入費	管理・教材用備品	1,150	

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	14,309	15,777	1,468	行政収入	地方税等		0	0
		物件費	46,045	46,429	384		国庫支出金	944	1,189	245
		維持補修費		0	0		都支出金	856	1,081	225
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等	108	79	▲ 29		使用料及び手数料	1,050	1,299	249
		減価償却費		0	0		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	2,850	3,569	719
		賞与・退職給与引当金繰入額	556	587	31		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 58,168	▲ 59,303	▲ 1,135
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0
		行政費用合計(b)	61,018	62,872	1,854		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 58,168	▲ 59,303	▲ 1,135
	特別費用(g)	26	45	19	特別収入(f)		0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 26	▲ 45	▲ 19	当期収支差額(e)+(h)	▲ 58,194	▲ 59,348	▲ 1,154		

備考 行政費用では、給と関係費及び物件費が多くなっている。主な内訳としては、預かり教育関連人件費9,310千円、光熱水費・一般需用費34,490千円、システム保守委託・バス借上費等7,114千円がかかっている。

問題点・課題	・幼稚園保育料滞納分の徴収。 ・社会構造の変化に伴い、幼稚園需要から保育園需要へのシフトが顕在化している。 ・預かり教育の実施に伴う運用上の課題について、随時改善を行っていく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	全園実施に向けモデル実施における 課題の把握や解決方法について検討 する。	就労している保護者が、卒園まで安 定的に預かり教育を利用できるよ う、全園実施に向けて制度を見直し た。	新たに預かり教育を開始する幼稚 園における制度の周知、PRを行 うとともに、運用上の課題につい て随時改善を行う。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 3歳児保育は9区（千代田、中央、港、新宿、文京、台東、目黒、中野、杉並）で実施。心身障がい児受入れは21区で実施。		
議 会 質 問 状 （要旨）	令和2年9月文教・子育て 令和4年8月文教・子育て 令和4年9月文教・子育て、定例会9月会議 令和6年7月文教・子育て 令和7年2月文教・子育て 「学級編制基準について」 「区立幼稚園の方向性について（最終案）」 区立幼稚園の存続等に関する陳情が趣旨採択 「区立幼稚園の預かり教育の拡充について」 「荒川区立学校設置条例の一部を改正する条例について」		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-36		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	こども園管理運営費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	木村・田中		内線	3332・3331	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	こども園管理費						
	01-02-01	教材教具						
	01-07-01	給食運営費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区立こども園条例			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区立こども園条例施行規則			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営					
目的	汐入地区における急激な人口増に伴う幼稚園需要及び保育園需要に対応するため、新たに設置する小学校の1階部分を活用し、幼稚園と保育園を一元的に整備する。							
対象者等	区内に在住する3～5歳児及び保育を必要とする0～5歳児 ※子育て交流サロンは未就園の親子が対象 ※一時保育は区内在住で生後6ヶ月以上の集団生活が可能な子どもが対象							
内容	汐入こども園について ・ 幼稚園施設の維持管理（光熱水費等の支払、管理用の消耗品購入費・物品修繕費・備品購入費の令達） ・ 教育及び保育の充実（教材教具用の消耗品購入費・物品修繕費・備品購入費の令達） ・ 給食の実施（短・中時間保育利用者は、弁当との選択。） ・ 幼稚園事務及び入園募集（短・中時間利用者の入退園管理、保育料・給食費の徴収・管理、新年度入園募集、抽選の実施、心身障害児等入園審査会の実施） ・ 会計年度任用職員の報酬の支払等 ・ 在宅育児支援（子育て交流サロン/一時保育等を実施）							
経過	平成18年9月頃から幼保一元化施設の可能性について検討を開始 同年10月、法律施行（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律） 平成20年 4月 第三中学校敷地（暫定園舎）開設 平成22年 4月 汐入東小学校 1階に本設園 開設 平成27年 4月 子ども・子育て支援新制度施行 保育料を世帯の住民税額による応能負担とする見直しを行った。 令和元年10月 幼児教育無償化開始 令和 4年度 「区立幼稚園の方向性について」を公表。 令和 6年度 短・中時間3歳入園児の最終受入れ							
必要性	ファミリー層が多く居住する当該地域において、幼稚園需要及び保育園需要に対応するために必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 幼稚園教諭及び保育士のほか、会計年度任用職員を任用。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	園児一人当たりコスト (単位：千円)	782	810	946			歳出決算額／全園児数
	②	入園率（％）	59	58	60	56	100	在籍園児数／定員数×100
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	当該地域における、幼稚園需要及び保育園需要に適切に対応する必要がある。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費及び物件費が多くなっている。主な内訳としては、保育士等報酬、共済費39,582千円、光熱水費・一般需用費22,853千円、給食調理業務委託等32,880千円がかかっている。
----	--

問題点	・社会構造の変化に伴い、幼稚園需要から保育園需要へのシフトが顕在化している。 ・汐入地区の幼児人口の変化に適切に対応していく必要がある。 ・「区立幼稚園の方向性について」に基づき、適切な再配置を実施する必要がある。
-----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き荒川区立幼稚園の方向性で示した方針に基づいて運営を行っていく。	令和9年度以降の保育施設への転換に向けて、関係各所で情報と課題を共有した。	保育施設への転換について、関係各所と調整を図りながら、保護者や職員等に対し、丁寧に説明し、スムーズな移行を行う。
②			
③			
他区の 施設状況	(実施 20 区	未実施 2 区	不明 0 区)
	認定こども園として17区で設置されている。		
議会 (要旨)	平成23年 二定 「こども園運営について」 令和元年度定例会・9月会議 「荒川区立こども園条例の一部を改正する条例について」 令和2年予算に関する特別委員会 「区立こども園の休園対応について」 令和4年8月文教・子育て 「区立幼稚園の方向性について(最終案)」 令和4年9月文教・子育て、定例会・9月会議 区立幼稚園の存続等に関する陳情が趣旨採択		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	伝統文化教育の環境整備		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	佐伯		内線	3344	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-01	伝統文化教育の環境整備						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	07	小中学校・幼稚園の運営					
目的	学校における伝統文化教育をさらに活性化するため、その環境整備に係る経費について、必要と認める予算を配当し、教育的効果を上げる。							
対象者等	区立小中学校							
内容	伝統文化教育の環境整備に係る経費（備品・消耗品購入費）について、各学校から提出された企画提案書に基づき、地域文化スポーツ部文化交流推進課において査定し、教育委員会事務局学務課を通して各学校に予算を配当し、執行するものとする。なお、経費については芸術文化振興基金を充当する。 [購入物品例] けん玉、めんこ、和太鼓、和太鼓バチ、将棋セット、短冊掛け、茶道用具 など							
経過	平成28年度 荒川区芸術文化振興基金の創設 平成29年度～ 伝統文化教育を実施する学校へ予算を配当							
必要性	学校における伝統文化教育が確実かつ適切に実施されるために必要な事業である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 学校が計画した伝統文化教育の内容を精査し、予算配当する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	伝統文化教育申請校数	20	21	18	22	24	申請のあった学校数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		各校で伝統文化教育を継続できるよう、引き続き事業を推進していく。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			3,400	3,400	3,642	2,828	3,070	3,070	3,070
決算額（7年度は見込み）			2,955	2,084	3,466	2,634	2,728	2,860	3,070
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	伝統文化教育実施校数		18	11	16	20	21	18	22
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品購入費等	1,471	需用費	消耗品購入費等	1,495	需用費	消耗品購入費等	1,270	
備品購入	備品購入費	1,256	備品購入	備品購入費	1,365	備品購入	備品購入費	1,800	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与と関係費	77	82	5	行政収入	地方税等		0	0
		物件費	2,728	2,860	132		国庫支出金		0	0
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等		0	0		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	5	5	0		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,810	▲ 2,947	▲ 137
	その他行政費用		0	0	金融収支差額(d)		0	0		
	行政費用合計(b)	2,810	2,947	137	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,810	▲ 2,947	▲ 137		
	特別費用(g)		0	0	特別収入(f)		0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,810	▲ 2,947	▲ 137		

行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳としては、消耗品購入費等1,495千円、備品購入費1,365千円がかかっている。

芸術文化振興基金を活用した事業において、学校からの申請に対し、伝統文化教育の範囲を明確化し、充実を図ることが重要となります

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係各課と連携し、適切な予算配当を継続していく。	文化交流推進課との連携のもと、適切な予算配当を実施した。	引き続き、関係各課と連携し、適切な予算配当を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 0 区	不明 22 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-38		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	教育事業費		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	木村、高橋、佐伯		内線	3343	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-01	教育事業費（学務課）						
	01-11-03	防災部						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 7	（ 1995 ）	年度	根拠	学習指導要領、学校教育ビジョン、ようこそ青年海外協力隊事業運営要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	04 心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成						
	施策	07 小中学校・幼稚園の運営						
目的	多くの人々とふれあう豊かな体験活動をしたり、諸外国において活躍された方々の話を聞いたり、健やかに生きるための基礎を培う食育事業を実施すること、また全中学校に防災部を設置し活動することで、21世紀を心豊かにたくましく生きる子どもたちを育成する。							
対象者等	地域社会体験教室・・・小学校 ようこそ青年海外協力隊・・・小学校5～6年生及び中学校全学年の内、任意の学年（学級単位） 食育推進事業・・・小学校、中学校 防災部・・・中学校							
内容	・地域社会体験教室・・・地域における福祉施設・異校種等での奉仕活動・高齢者、障がい者、特別支援学級、幼児、外国人、地域の方々と交流を行う。 ・ようこそ青年海外協力隊・・・国際理解教育等の推進に向けて、JICA（独立行政法人国際協力機構）東京国際センターと連携・協力を図りながら、青年海外協力隊として海外で活動した経験を持つ方や、JICA職員等を講師に招き、様々な分野から、体験談を通して子どもたちの夢や希望を育む。 ・食育推進事業・・・各小・中学校の食育リーダーの育成及び食育推進チームの活性化を図る。お弁当レシピコンテストの開催や食生活と栄養検定補助の実施。 ・防災部・・・地域防災訓練参加、岩手県釜石市への被災地訪問、ジュニア防災検定・防災検定受検等の活動から、地域貢献できる人材の育成を図る。							
経過	・地域社会体験教室 平成 7年・・・地域とのふれあい教育活動開始、その後順次実施 ・ようこそ青年海外協力隊 平成18年・・・ようこそ青年海外協力隊の講演会全校実施 ・食育推進事業 平成20年・・・お弁当レシピコンテスト開始 - 平成30年・・・家庭料理技能検定本格実施 - 令和 7年・・・家庭料理技能検定から食生活と栄養検定に名称変更 - 平成27年・・・全区立中学校に防災部創設 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、防災部における被災地訪問については中止、地域社会体験教室と食育推進事業については内容を縮小して実施した。 ※令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症拡大のため、防災部における被災地訪問はオンラインにて実施、地域社会体験教室と食育推進事業については内容を縮小して実施した。 ※令和4年度より、防災部における被災地訪問は現地にて実施。							
必要性	将来に向けて夢や希望を持つこと、自然の生き物や地域の人と触れ合うこと、自らの食生活を考え、食に関する知識や判断力を養うこと、防災意識を培い地域貢献することは、これからの子どもたちに必要な取組である。							
実施方法	☐ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） JICA（独立行政法人国際協力機構）東京国際センターとの間で覚書を締結し、青年海外協力隊経験者等を学校へ派遣している。女子栄養大学の岩間名誉教授に監修・審査をお願いしている。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	①	ようこそ青年海外協力隊 実施率（%）	97.1	97.1	100	100	100	
	②	食育推進に関する取組（校）	34	34	34	34	34	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続		学校教育を補完・充実する事業として引き続き実施する必要がある。				

(単位：千円)

備考	行政費用では、物件費が多くなっている。主な内訳としては、事業用消耗品4,041千円、被災地訪問業務委託等1,538千円、和楽器運搬費等584千円がかかっている。
----	--

問題点	・さまざまな地域や文化的背景を持つ方々との交流を通して、多様性を学び、受容できるような環境づくりを積極的に行う必要がある。 ・継続的な食育教育を通じて、食に対する知識を深めるとともに、興味・関心を持続させるような取り組みが必要である。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	引き続き、異なる世代や文化的背景の方々との交流活動等を通じ、多様性について学べる環境づくりに取り組む。	被災地訪問や青年海外協力隊経験者の講演等を通じ、多様性について学べる環境づくりに取り組んだ。	異なる世代や文化的背景の方々との交流活動等を通じて、多様性について学べる環境づくりに取り組む。
②	お弁当レシビコンテスト受賞者に対し、検定料補助を継続し、受験を推進する。	検定料・補助内容の変更等を実施し、受験のさらなる推進を図った。	お弁当レシビコンテスト受賞者に対し、検定料の補助を継続するとともに、受験を推進する。
③			

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		地域社会体験教室 (実施: 22区 未実施: 0区)
		ようこそ青年海外協力隊 (実施: 22区 未実施: 0区)
		食育推進事業 (実施: 22区 未実施: 0区)

況 議 会 質 問 状 態 (要 旨)	R4	11月会議	「防災の活動に携わる子どもたちのけが防止対策強化」
	R4	10月決特	「防災部の現在の活動状況」、「防災部のヘルメット」
	R5	2月予特	「今後の防災部活動の充実」
	R6	9月決特	「防災部の現況」
	R6	11月会議	「防災ジュニアリーダーの育成」

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	13-03-40		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ハートフル日本語適応指導事業		部課名	教育委員会事務局学務課		課長名	渡辺	
			担当者名	古屋		内線	3342	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-11-02	ハートフル・日本語適応指導事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	ハートフル日本語適応指導事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	04	心豊かにたくましく生きる子どもの育成と生涯学習社会の形成					
	施策	01	確かな学力の定着・向上					
目的	区立小学校・中学校・幼稚園・こども園に在籍する日本語指導が必要な児童・生徒・園児に対して、日本語初期指導を行い、学校生活や社会生活にスムーズに適應できるよう支援する。また、特に継続指導が必要な小学校5・6年児童及び中学校生徒を対象に、補充学習教室を実施する。							
対象者等	日本語による会話が困難な外国人園児・児童・生徒（概ね編入後3カ月以内）							
内容	①初期日本語指導（派遣）…外国人児童の在籍する幼稚園、小学校に該当児童の母語が話せる日本語指導員を派遣し、日本の習慣や学校生活でのきまりや日本語の基礎的な理解を支援する。 ②補充学習指導（通級）…初期日本語指導が終了した小学校高学年の児童から中学校の生徒に対し、日本語が分からないために理解できない学習内容を理解するための補充学習指導を実施する。（※原則3カ月間、2カ月間の延長可能） ③通室による初期指導（通室）…中学生の初期指導を系統立てて同じレベルの仲間と共に学習できるよう、実施する。（3カ月以内） ④補充学習指導（派遣）…初期日本語指導が終了した中国語を母語とする児童・生徒に対し、中国人留学生を派遣し日本語が分からないために理解できない学習内容を理解するための補充学習指導を実施する。							
経過	平成19年度…学校教育ビジョン重点事業へ移行し、ハートフル日本語適応指導事業（学校への指導員の派遣及びNPOと連携した補充学習指導開始）として実施（初期日本語指導56人、補充学習指導9人） 平成20年度…事業として開始。 平成22年度…多文化共生センターで「通室による初期指導（中学生）」を開始。原則、週4日で2カ月。 平成23年度…小学校5・6年児童対象に、補充学習指導（通級）を開始。 平成24年度…区立幼稚園児を対象に、初期日本語指導（派遣）を開始。 平成25年度…補充学習指導（通室）と通室による初期指導の指導場所を区立教育センター内に変更。 平成29年度…初期日本語指導（派遣）の指導時間を48時間から原則、園児20時間、児童48時間とする。 平成31年度…園児の指導時間を20時間から24時間とする。 令和2年度…園児の指導時間を24時間から33時間とする。通室による初期指導を3か月以内とする。 令和3年度…補充学習指導（通級）の指導期間を2か月延長可能とする。							
必要性	外国人園児・児童・生徒の編入増加に直面する現場支援・学校適応支援をするために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 内容欄②・③についてはNPO法人多文化共生センター東京で実施。 ④については日中友好協会で実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値（8年度）
	①	実績（初期指導及び補充学習指導延べ人数）	94	122	130	140	125	児童・生徒数（※本年度実績を翌年度の目標とする。）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	NPO法人（多文化共生センター）との連携による日本語指導及び学習指導の充実の方向性を探る。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			12,517	11,818	11,796	12,122	13,192	16,968	22,295
決算額（7年度は見込み）			9,021	10,015	9,846	9,542	12,562	16,002	22,295
実績の推移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	初期日本語指導利用者数（派遣）		53	58	50	47	76	96	130
	補充学習指導利用者数（通級）		11	10	17	23	21	18	20
	通室による初期指導利用者数（通室）		12	11	12	23	24	20	15
	補充学習指導利用者数（派遣）		13	1	2	1	5	16	15
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	指導員謝金	4,812	報償費	指導員謝金	5,789	報償費	指導員謝金	11,286	
需用費	消耗品	20	需用費	消耗品	29	需用費	消耗品	589	
委託料	学習支援業務	7,729	委託料	学習支援業務	10,184	委託料	学習支援業務	10,420	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,307	1,647	▲ 660	行政収入	地方税等		0	0
		物件費	7,750	10,213	2,463		国庫支出金		0	0
		維持補修費		0	0		都支出金		0	0
		扶助費		0	0		分担金及び負担金		0	0
		補助費等	4,812	5,789	977		使用料及び手数料		0	0
		減価償却費		0	0		その他		0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	163	109	▲ 54		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,032	▲ 17,758	▲ 2,726
		その他行政費用		0	0		金融収支差額(d)		0	0
		行政費用合計(b)	15,032	17,758	2,726		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,032	▲ 17,758	▲ 2,726
		特別費用(g)		0	0		特別収入(f)		0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,032	▲ 17,758	▲ 2,726			
備考	行政費用では、物件費として、学習支援委託10,184千円、消耗品費29千円がかかっている。また、補助費等として、指導員謝金5,789千円がかかっている。									
問題点・課題	・多様な児童生徒への指導に対し、指導員・指導場所の確保や指導内容の充実が重要な課題である。 ・日本語適応指導について、希望する幼児・児童生徒数のさらなる増加が見込まれるため、それに応じた対応と事業の継続が必要である。 ・特に、現在区に登録の無い言語の指導員の確保が今後の課題である。									
問題点・課題の改善策										
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	今後も希望者の増加が見込まれるため、指導員の積極的な募集や、委託による指導の実施により対応していく。		希望者の増加に対応するため、新規指導員の積極的な活用を周知した。また、様々な言語に対応するため、委託による指導も充実させた。			区登録の指導員で対応不可能な言語の希望者も委託による学習支援の実施により対応していく。				
②	指導内容の充実やスムーズな指導開始のため、学校や多文化共生センター等とより一層の連携を図っていく。		一人一人の状況を聴き取り、対象者に合った指導内容となるよう、各指導員が工夫して指導を行った。			対象者一人一人の状況に応じた指導内容となるよう、関係機関との連携を図りながら対応していく。				
③										
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 他区市においては、日本語学級を設けている場合がある。本区においては、より手厚い支援とするため、指導者の派遣を実施している。									
議会(要旨)質問状	令和2 2月会議「外国籍の児童への学習支援について」 令和4 9月会議「外国籍を持つ児童・生徒への対応について」 令和4 決特「日本語適応指導について」									